

令和8年第2回平群町議会

定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	令和8年3月6日		
招 集 の 場 所	平群町議会議場		
開 会 （ 開 議 ）	3月6日午前9時0分宣告（第2日）		
出 席 議 員	1 番 関 順 子	3 番 岩 崎 真 滋	
	4 番 長 良 俊 一	5 番 山 本 隆 史	
	6 番 稲 月 敏 子	7 番 植 田 い ず み	
	8 番 山 口 昌 亮	9 番 井 戸 太 郎	
	1 0 番 山 田 仁 樹	1 1 番 森 田 勝	
	1 2 番 馬 本 隆 夫		
欠 席 議 員	2 番 須 藤 啓 二		
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	西 脇 洋 貴	
	副 町 長	植 田 充 彦	
	教 育 長	上 田 薫	
	理 事	寺 口 浩 代	
	総 務 部 長	山 崎 孔 史	
	住 民 福 祉 部 長	松 本 光 弘	
	事 業 部 長	西 岡 勝 三	
	教 育 部 長	川 西 貴 通	
	会 計 管 理 者	原 益 代	
	政 策 推 進 課 長	浦 井 久 嘉	
	ま ち 未 来 推 進 課 長	岡 田 康 裕	
	総 務 防 災 課 長	福 井 伸 幸	
	税 務 課 長	勝 山 修 志	
	住 民 生 活 課 長	木 崎 広 親	
	健 康 保 険 課 長	東 川 美 和	
	福 祉 課 長	浅 井 実 千 代	
	こ だ も 支 援 課 長	西 岡 直 美	
	観 光 産 業 課 長	竹 吉 一 人	
	都 市 建 設 課 長	松 本 浩 至	
	教 育 委 員 会 総 務 課 長	酒 井 智 志	
総 務 防 災 課 参 事	吉 田 尚 起		
総 務 防 災 課 参 事	大 須 賀 芳 雄		
健 康 保 険 課 参 事	西 岡 亨		
都 市 建 設 課 参 事	島 野 千 洋		
教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	松 山 明 弘		

本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 主 幹 主 任	浅井利育 高橋恭世 川原千幸
町長提出議案の題目	第1号に同じ	
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。	

令和 8 年 第 2 回 (3 月)

平群町議会定例会議事日程 (第 2 号)

令和 8 年 3 月 6 日 (金)

午前 9 時開議

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 承認第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和 7 年度平群町一般会計補正予算 (第 6 号) について) |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 平群町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 平群町乳児等通園支援事業の実施に関する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 特別職の職員で常勤のもの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 平群町立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 平群町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 議案第 10 号 | 平群町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 11 | 議案第 11 号 | 令和 7 年度平群町一般会計補正予算 (第 7 号) について |
| 日程第 12 | 議案第 12 号 | 令和 7 年度平群町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について |
| 日程第 13 | 議案第 13 号 | 令和 7 年度平群町学校給食費特別会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 14 | 議案第 14 号 | 令和 7 年度平群町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) について |
| 日程第 15 | 議案第 15 号 | 平群南小学校・平群中学校屋内運動場改修工事の請負契約の締結について |

- 日程第 1 6 同意第 1 号 監査委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第 1 7 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めること
について
- 日程第 1 8 議案第 1 6 号 令和 8 年度平群町一般会計予算について
- 日程第 1 9 議案第 1 7 号 令和 8 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予
算について
- 日程第 2 0 議案第 1 8 号 令和 8 年度平群町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 2 1 議案第 1 9 号 令和 8 年度平群町下水道事業会計予算について
- 日程第 2 2 議案第 2 0 号 令和 8 年度平群町農業集落排水事業特別会計予算につ
いて
- 日程第 2 3 議案第 2 1 号 令和 8 年度平群町学校給食費特別会計予算について
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号 令和 8 年度平群町介護保険特別会計予算について
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 令和 8 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算につ
いて
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 令和 8 年度平群町後期高齢者医療特別会計予算につい
て
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 令和 8 年度平群町用地先行取得事業特別会計予算につ
いて

再 開 (午前 9時00分)

○議 長

皆さん、おはようございます。

森田議員より、少し遅れるという連絡がありました。須藤議員より、療養のため、本日の会議を欠席する旨の連絡がありましたので、報告いたします。

ただいまの出席議員は10名で定足数に達しておりますので、これより令和8年平群町議会第2回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程は、御手元に配付しております議事日程表のとおりです。日程表に従い議事を進めてまいります。

初日の本会議において議案の説明を受けておりますので、本日の議案の説明は省略させていただきます。

日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

(令和7年度平群町一般会計補正予算(第6号)について)

を議題といたします。

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより承認第1号について採決を行います。

本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認されました。
続きまして

日程第2 議案第2号 平群町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
の制定について

を議題といたします。

私より御報告申し上げます。

去る3月3日、監査委員に対して、議案第2号 平群町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、地方自治法第243条の2の7第2項の規定に基づき、監査委員の意見を聴取しましたところ、お手元に配付しておりますとおり、監査委員からの回答書が提出されております。

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○8 番

この条例については、法律のほうで既に2017年、平成29年ですか、それから既に8年、9年たってるわけですけれども、今やる理由というのが何かあったから今回制定することになったのか、その辺の説明していただけますか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

今回の本条例の提出に至ったという部分ですけれども、やはりこのたび、住民訴訟制度ですね、こちらのほうについては忠実に懸命に職務を行ったものの、悪意なく、または錯誤もしくは法解釈の誤りによって、その職務が違法なものと判断され、地方公共団体に損害を与えたとして、町長等に対し、故意または重大な過失がなくても損害賠償がされ、その損害賠償額が現実には負担できないほどの高額になる場合もあると。このことによって、町長等が大きな心理的負担を抱きまして、職務執行における萎縮や政策判断に対する過度の消極化を招くことは、結果として行政運営に弊害が生じるという最高裁の見解もございます。この先、町長等を目指される方への一つの訴訟リスクでの立候補をためらう方もおられるかもしれません。そういった中で、町の未来のためにも、今後、町長に限らず、行政の担い手の確保は欠かせないと考えまして、本条例を提出するに至ったということでございます。

以上でございます。

○議 長

山口議員。

○ 8 番

その理由だったら、別に今回制定する理由じゃなく、今までにもっと早くやっていたらよかったんじゃないかというふうになるから、そんなこと、今さら言っても仕方ないからいいですけど。それだったら、何でもっと早くしなかったのかということと、それと、近隣でも当然いろいろやられてると思うんですが、近隣の状況も当然調べられてると思うんで、その辺、どこがいつ頃やったのかという、西和7町程度でいいですけども、その点、分かれば説明していただけますか。

○ 議 長

総務部長。

○ 総務部長

今回の御答弁はそういった形になるかなと思うんですけど、一定、この町長等の損害賠償責任の一部免責条例につきましては、令和2年度に一度全員協議会をさせていただきまして議員の御意見を賜ったところでございます。その後、またパブリックコメントを行ったというような実情がございます。そういったことも配慮しながら、そしてまた今回、その状況も踏まえてですね、それで、本条例を提出するに至ったという、時期がそれだけちょっとかかったというものでございます。

近隣の市町村の制定状況につきましては、県内の市町村の制定状況は、奈良市、香芝市、生駒市、三郷町、斑鳩町、安堵町、王寺町、広陵町、田原本町で、奈良県広域水道企業団も制定されているというところでございます。

以上でございます。

○ 議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第39条の規定により、総務建設委員会へ付託したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案は総務建設委員会に付託することに決定いたしました。

続きまして

日程第3 議案第3号 平群町乳児等通園支援事業の実施に関する条例の制定について

を議題といたします。

これより本案に対する質疑に入ります。馬本議員。

○12番

事務局にお聞きいたしますけれども、地方自治法96条に基づいて、約15件ほどね、予算とか条例の制定並びに廃止については、法的に議会の意思表示をする事項がうたわれておるわけですが、この件については、何かお気づきないんですか。質疑できますか。というのはね、これは議会運営の中で、この議案については付託するということになってますね。24日の最終議会に審議において委員長報告を受けて、ということは、執行は24日以降に、議長はその日に送付され、明くる日から3日以内に行政へ送付するというふうに地方自治法ではうたわれてるんやけど、マイタウン平群に何でこのように載ってるの。議決されてるやんか。これはどういうことや。言おうか。言いますよ。

こども誰でも通園制度が始まります。よう見てください。これ、平群の3月号のマイタウンですよ。「すべての子どもの育ちを応援し、良質な生育環境を整備するとともに、すべての子育て世帯に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です」。開始は今年の4月1日、対象は、未就園の零歳6か月から満3歳未満の子ども。利用に関し、1か月当たり10時間まで、料金は有料。町内実施施設、ゆめさとこども園、平日8時45分から10時45分。それと、利用方法もいろいろ載ってるわけ。

これ、二元代表制の担保をするために96条というのができてるわけや。これ、事務局気つかへんかったか。なぜ議長に申出せえへんかったん。こんな審議できんのかいな。

そこでちょっとお聞きしたい。これを、マイタウン平群に出している以上は、登録に対して、利用される住民から、何件ぐらい登録、今現在来てんの。

○議 長

こども支援課長。

○こども支援課長

現在のところ、5世帯から来ております。

○議長

馬本議員。

○12番

私たち議会議員は、住民の信託を受けた二元代表制の担保をするために、行政側のチェック並びに議会議員としての立場が非常に阻害された事案であります。よって、議長に事務局のほうから休憩を取っていただいでですね、まして、24日以降といたら住民に大変な迷惑かかりますんで、速やかに、私は一つの動議として即決案件の提案をしたい。

それと、このこども誰でも通園ということは、今後、議案の中に出てきますけども、保険料の追加についての議案でもあります。六つの大きい柱の一つでございますので、住民に迷惑かかったらあきませんので、議長、ちょっとひとつご休憩をしていただいで、議運の委員長と話してください。ひとつよろしくお願ひします。

○議長

事務局長。

○局長

広報に載っている件につきましては、私、存じ上げなかって申し訳ないと思います。ですので、ちょっとここで休憩のほうをお願いしたいと思います。

○議長

それでは、暫時休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 9時11分)

再 開 (午前 9時19分)

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

ここで、議案第3号 平群町乳児等通園支援事業の実施に関する条例の制定についての取扱いについて、議会運営委員会を開催していただきますので、暫時休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 9時20分)

再 開 (午前 9時31分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

先ほど議会運営委員会を開催していただきましたが、まず、当局より説明をさせていただきます。松本部長。

○住民福祉部長

貴重な時間を頂戴いたしまして、誠に申し訳ございません。

議案第3号におけます件につきまして、経緯といいますか、御報告申し上げたいと思います。

本事業につきましては、令和8年4月より、それぞれ各市町村で実施をしなければならない事業ということでございまして、併せて、住民に対して利用料を求める事業でございますので、その点につきまして条例化をし、御審議いただいた上、広く住民に周知をさせていただくというものでございました。ただ、国のほうからの公定価格が12月の末に通知がありましたので、それを受けての条例上程というところで、本来であれば臨時議会を開催していただきまして、そこで十分な御審議を頂いた上で可決いただくべきところであったところ、今回、我々3月での議会上程という形で、一方で、住民に対しては、事業を実施する旨を広報で広く周知をするということで、そういったあたりで我々も認識不足と時期の解釈のそごがございまして、こういった形になってしまったというところでございます。

今回のことにつきましてはおわびを申し上げまして、今後の反省材料として生かしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議 長

それでは、先ほど開催されました議会運営委員会について、委員長の報告を求めます。山口議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長 (山口昌亮)

議会運営委員会の報告をさせていただきます。

先ほど開いた議会運営委員会で、今、松本部長から説明がありましたけれども、議会としても本来、今回の件についてはですね、馬本議員から指摘のあったように、その点について十分考慮してですね、この議案についてはどう審議

するかというのを決めるべきであったわけですが、町のほうで3月議会に出されて、そのままあまりその辺のことを考慮せずに付託議案としたということでもあります。

今回、その指摘を受けてですね、先ほど馬本議員からあった指摘、要するに、今回、議会の中でこの議案の中身がもし変更とかになれば、当然広報で出された中身についても変更になるわけですから、その場合、4月に入ってからは遅いので、まだ今回、今の時期ならですね、今月発行する4月号の広報に十分間に合うということもありますので、そういうことも踏まえて、今回、もう既に時期は過ぎてるわけですが、付託議案で最終日採決というのを今日の本会議で即決採決をするということで、少しは変更があった場合にも対応できるということで、そのように変更することを議会運営委員会で決定いたしました。

以上です。

○議長

ただいま委員長より報告のありましたとおり、付託議案を取りやめ、直ちに議案として議決をいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。

それでは、引き続き、本案に対する質疑を続けます。山口議員。

○8番

基本的には、国の基準を参酌してやられていて、全国ほとんど同じような内容だというふうに認識しております。ただ、条例の中で利用時間、開園時間を町長が別に定めるというふうになってるわけですが、今回、それでもこういうふうにとすることなんですが、これは何か条例で決めないというような意味合いはどういうことなのか、その辺の説明をしていただければと思うんですが、どうでしょうか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

条例の中で、利用時間についての定めにつきましては、町長が別に定めるものということで規定をさせていただいております。これにつきましては、国のほうでは2時間、月10時間上限という、そういった基準はあるわけですが、

実際実施する時間帯につきましては、それぞれの市町村の裁量に委ねられているというところで、先般の12月議会の中でも御説明申し上げましたように、午前中の2時間で、一時保育と同時にこの事業を実施する予定をしておりますので、他の子どもたちとの関連も含めまして、昼食を挟まない形での実施ということで、8時45分から10時45分の2時間の間ということをして予定をしておりますが、実際4月から開始される事業ということで、実際の利用ニーズについて把握することが今、現段階ではできないという状況の中で、やっていく中で、例えばその時間帯をもう少し遅くしたり、例えば午後からというような、そういった利用ニーズが出てきた場合に、住民のニーズに柔軟に対応できるようにということで、時間については条例にはきっちりとした時間は定めずに、町長が別に定めるということにして、柔軟にスピーディーに対応できるようにということでの意図があつてのことでございます。

以上です。

○議長

山口議員。

○8番

ということは、年度途中であっても、基本的にこれよりももっと、例えば、極端な話、午後のほうがいいということになれば、そういうことも含めて柔軟に対応するということですね。分かりました。

それからもう1点は、新年度に計上している経費と財源、これ、新年度のほうの予算書にはですね、町内での事業のことではなくて、町外で利用した場合の金額しか上がってないものですから、町内の場合どうなのか、ちょっとその辺の説明していただけますか。

○議長

こども支援課長。

○こども支援課長

町内での予算のほうなんですけれども、歳出のほうに関しましては職員の人件費ということになります。歳入に関しましては、利用料、分担金負担金で保護者から300円のほう、取るんですけども、1時間当たり。そちらの人数を、おおむねゼロ歳児6人で、1・2歳児10人、その方たちは、月10時間使われて12か月来られるというところで、全体的で、保護者から来るのを5万76,000円ぐらいで予算を組んでおります。こちらのほうは給付費ということで、利用された方の人数で、ゼロ歳児が来られましたら1時間当たり1,700円、1・2歳児でしたら1,400円、こちらのほうも、利用人数に応じて実績報告して、こちらのほうも積算的には一応294万4,000円で、こ

ちらのほうは財源が、国が4分の3、県が8分の1、町が8分の1ということになりますので、試算でいきますと国が220万7,000円で、県が36万7,000円ということで、予算のほう、計上しております。

○議長

山口議員。

○8番

平群町の場合、今予定しているのがゆめさとの一時保育と一緒にというような説明だったわけですがけれども、その場合、確かにもう人件費以外、何もかからないというのが実態ですよね。それでも国は、どれだけかかろうか、かかるまいが、利用した人数に応じて、今言った、国が4分の3、県が8分の1を負担してくれるということになるわけですね。ということは、実際お金は出ないけど、人件費でもちろん使ってるんで、その補填というような形になるということでしょうか。

○議長

こども支援課長。

○こども支援課長

おっしゃるとおり、そうでございます。

○議長

ほか、ございませんか。山本議員。

○5番

12月議会に質問させていただいた件で、今つくっていただきました制定概要を読みますと、ほとんど回答が出ておるわけなんですけど、1点だけちょっと確認をさせていただきます。

同じ12月で質問させていただいた内容なんですけども、平群町民が他自治体のこの誰でも通園制度を広域利用した場合、今、先ほど山口議員からの質問にもあったように、町が法定給付分を負担することになりますが、同時に、町外住民からゆめさとこども園の利用を制限することは、これは認められない、要は制限をかけられないと、他町の住民が利用をするのをね。そのときに、平群町の住民さんをなるべく優先していただけるようなルールづくりをお願いしますということを12月議会で御説明したんですが、その点についてはどういうルールづくりがありますでしょうか。

○議長

こども支援課長。

○こども支援課長

町の方からの、ゆめさとこども園を利用されるときに予約をシステムから入

れてもらうんですけども、それを使用される5日前までの予約ということにさせてもらってます。町外の方は、少し期間が町民の方より後で始まって早く締め切りますということにさせてもらいますので、先に町民の方が予約枠を埋められると町外の方はちょっと予約枠がないということになると思うんですけども、空いておれば、その予約枠に入られることもあるんですけども、締切りは町民の方よりも早くなってしまいますので、どうしても町民のほうを優先するようなシステムづくりにはしております。

○議 長

山本議員。

○5 番

ありがとうございます。なかなか表面上では見えにくいところではあると思うんですけども、これも運営しながらですね、どういう不具合が出るか出ないか、その辺もまた柔軟な対応を引き続きしていただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第3号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きまして

日程第4 議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
を議題といたします。

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。井戸議員。

○9 番

ちょっとお聞きしたいんですけれども、この学校運営協議会というのの存在意義といいますか、これをちょっと知りたいんですけれども、今現状、いろいろな分野で協議会や審議会がございまして、私としては、あまり効果のないものはつくってほしくない思いで、つくるからには効果というか、本当にこの教育やったら教育のことに役立つような協議会を新たにつくる。その効力のあるほうが、せつかく手間とかいろいろかかるもんですから、職員の仕事も増えますし。

ただ、ちょっとこれに関してもちょっとよく分からないんですけれども、設置の目的でいろいろ挙げられてますけど、平群の場合、もともともうあるんじゃないのというものが多くてですね、今現状、例えばボランティア協議会もありますし、PTAもありますし、一体どの部分がですね、これをつくったことによって、具体的にメリットがあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいです。

○議長

教育部長。

○教育部長

存在、効果ということで御質問いただいたんですけれども、これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置すると。これ、努力義務ということで設置するというふうになっておりますが、規則のほうでもいろいろどういう任務をするのかということで書かせていただいているんですけども、学校運営に関わっていただく、学校運営の承認とかいうこともありますし、今既にいろいろあるということでおっしゃられて、より近いものといえれば学校評議員制度というのがございます。これにつきましては、評議員の方が個人として校長に意見を言うというふうな形なんですけれども、今回のほうは、先ほど言いましたけれども、学校運営協議会、学校運営に参画する、校長や教育委員会に意見を述べたり学校の運営方針を承認したりすると、こういうふうなこともあって、いわゆる合議体、合議制だということがあります。これは、地域の方々の意見をより多く取り入れていかないと、教員だけではなかなか子ども、子育ての手が回らないということもありますんで、そういったことで設置

するよというこで以前から言われてたものでございます。

以上です。

○議 長

井戸議員。

○9 番

ちょっと分かりづらいというか、いろいろ、どういうことが関与できるかというこで考えてみても、そもそも教育委員会が指名するんですよね。教育委員会自身にそういう権限あると思うんですけど、やっぱりそこがちょっと分かりづらいなという、わざわざそれをつくって、住民参加も、基本的にはそういう場がありますし、心配なのは、これをつくって、その委員のメンバーによるんですよね。これ、物すごいメンバーの能力、能力と言ったらおかしいですね、言える立場というか、例えば住民の代表であるなら、物すごい知識を持った方じゃないと務まらないと思うんですよね。少なくとも、教育委員会のメンバーよりもさらに専門的な知識がある、さらに地域に詳しくて、さらにつて、これできるのかなと正直思うんですけど。P T Aからも呼ぶとなつてましたっけ。P T Aも、実際そういうところに行つてしまうと萎縮してしゃべりにくいというのも聞いてます。ほかの委員会でもそうなんです。やっぱり、一般住民さんとかP T Aとか代表では来ますけど、結局でも個人の意見なり、その場で言えなかつたりというのがあるんです。

もう一つ、学校の人事、教員人事にはいろいろ言える権限はあるんですけど、採用とか解雇への権限もないと。いまいちちょっとよく分からないですね。判断も校長の裁量なんで、結局今までと変わらない気がするんです。あとは教育長さんが頑張つているという今現状なんですけど、具体的に、どれもがちょっと具体的な部分でメリットがちょっと僕の中では思いつかないんですけども、ちょっとその辺は、今言つた主に3点ですね、そういうところで担当課として、これを知つてるよみたいなことがあつたら教えてほしいんですけど。

○議 長

教育部長。

○教育部長

なかなか具体的なことというのは難しいんですけども、今年、試行的に平群小学校でやつたという経緯があるんですけども、その中でいろいろ議論されてるのはですね、特に通学途中の危険な箇所であるとか、そういった議論もされております。規則のほうにも書かせていただつてるんですけども、学校に関する最終的に評価をするというふうなことで、なかなか、具体的にどれがどうなるという効果というのはなかなか今のところ、申し上げるのが大変難し

いんですけども、今までの学校評議員制度よりも、より権限を持ったと言っただけですけども、その辺の話合いができるというふうな場だというふうな、今認識でございます。

○議長

井戸議員。

○9番

なかなか、正直成り手がいないというのは大変かなというのが正直あるんです。いい人材が来てくれたらいいですけど、そんな、言うなれば、平日の昼間とかに来れる方って少ないと思いますんで、その辺ですね、ちょっと、私的にはこれ、つくったものの、どうすんのやろうというところで結構疑問というか、せっかくならすが頑張ってほしい部分があるので、その辺は新たにいろいろ研究していただいて、上回るようなふうにしていくことを要望しておきます。

以上です。

○議長

山口議員。

○8番

これ、今回、非常勤特別職の報酬の条例で上がってるんですけど、そもそも新たに設置する設置条例ってこういうのはつくらなくて、規則のほうで何をやるかというのはいろいろ書いてるんですけど、条例じゃなくて、規則で全部、設置も含めてそちらで決めるということになるわけですか。何で、普通なら、設置条例をつくってというふうに思うんですけど、だからこれ、新規条例じゃないから、即決議案に今回ももちろんなってるんですけどね、その点どうなのかなというのはちょっと疑問としてあって、国のほうから、これについては法律で一応つくるということになってやられるわけですから、やってみないと分からない部分はあるんですけどもね、その点ちょっと一つ、どういうことなのか答えていただきたい。

それと、委員10名以内となっておりますが、もう4月から、新年度からですから、3小学校、1中学校、これ全てにつくらなあかんわけですよ。その人たちを、町としては何人ぐらいの方を委員になっていただくように要請するのか、その辺決めておられるのかどうか。

それからですね、委員報酬、これが条例の中身ですけど、その2,000円というのはどうなのか。いろいろちょっと調べると、全国的には、年間幾らというふうなところもあったりですね。それから、斑鳩町は聞くところだと、1回5,000円というふうに聞いたんですが、当然、近隣もどういふふうになる

のか調べておられると思うんで、その点もどうなってるのかちょっと知りたいなど。

先ほど井戸議員からあった、その効果のほどね。もちろん、平群小学校でやったということなんで、その効果のほどとかその辺、1年間やってみて、検証はどうなのか。平群小学校でやった中身、もうちょっと具体的に説明していただけますか。ちょっといろいろ言いましたけど。

○議長

教育部長。

○教育部長

この組織ですけども、文科省のほうからも出てますけども、一応、地方公共団体の規則でつくりなさいということになっております。その関係で、地公法の非常勤特別職に当たるというふうな明記もされておるんです。

それと、何人ぐらいの委員という想定をしてるのかということなんですけれども、基本的に8名程度を今考えておるんですけども、南小学校につきましてはちょっと規模も小さいので6人ぐらいなるかもわかりませんが、そのような予算の予定をしておるということです。

それと、金額の2,000円でございます。これにつきましては、先ほども言いました、平群小学校のほうで既に今年度、試行的にやらせていただきました。これはもうちょっと謝礼ということで、1時間1,000円という支給でやらせていただきましたので、これを一つの基にですね、大体2時間程度の議論をさせていただいてますんで、2,000円というふうにさせていただいたんですけども、先ほどあったように、近隣の状況でございますけれども、一応確認してる中ではですね、生駒郡では、先ほどおっしゃったとおり斑鳩町が日額5,000円、三郷町が日額8,000円、安堵町が日額5,000円でございます。それから、広域の王寺、上牧、河合につきましては、現在のところ、まだこれは設置されていないという状況。それと、お隣、生駒市につきましては1回1,000円というふうなことで、先ほど議員おっしゃられたとおり、ばらばら、金額は本当に定まっていない、これが現状でございます。

それと、平群小学校での、どんなことをされてるのかということなんですけれども、やはり議論のほうも4回ぐらいやられたんですかね、4回やられてるんですけども、最初はやはりなかなか議論も弾まないんですけども、後ろのほうになれば、皆さん、顔も分かってきて、いろいろ議論は進んだということで聞いております。どんな議論をされてるのかということ、最初は紹介に近いようなことをされておりますが、テーマとしては、一つは安心・安全な登下校についてということであったり、これをちょっと今回中心に、どうもされてるよ

うな報告を頂いております。そういったことで、安全なこういうマップみたいなのを作られたりとか、いろいろそういうのも出てきてるといふふうに聞いております。

以上です。

○議 長

山口議員。

○ 8 番

規則のほうに書いてる基本的な方針の承認ということで、それぞれの学校の基本的な方針について意見を述べるというようなことだと思っておりますが、当然ね、今1時間1,000円という言い方もしたけど、これね、要するに、2時間の会議であったって、午前中全部つぶれるとか。普通、一般的に、現役世代の人たちが入れるような条件ないですよ。土日に関わるわけじゃないでしょう、平日に当然開かれるわけでしょう。日頃から学校、その校区の状況もある程度分かっててといたら、そのそれぞれの地域に住んでる人たちに多分委嘱されるんだと思うんですけどね、その辺どうなんですか。

さっき、斑鳩や三郷は全国的な平均より相当高額になってます。それは、そういう専門的に、先ほど井戸議員からもあったように、知識を持った人が参加してもらうために高くしてるんだと思うんですね。だから、高ければええとかいうふうには思わないんですけど、その辺、じゃあ平群の2,000円だったら当然、普通考えたって、普段、要するに年金生活で、一定時間があって、ボランティアとかいろんなことをやっておられて町内のこともよく知っておられる、それはそれでいいんですけども、偏りが出るんじゃないかなというような気もするんです。だから、なぜ斑鳩が5,000円、三郷は8,000円と言いましたかね、なぜ全国的なところより高くなってるのかという、その辺は聞きましたか、なぜそう高くしたかというのを。そこ、大事だと思うんですよ。それぞれの町の考え方がそこで反映されるわけですよ。高ければええということでもないですけど、その辺、何か安易にね、大体この2,000円というのは全国的な平均やと思うんですよ、多くのところが年間1万2,000円とか、年6回開くからとか言って書いてたところもありました。

だから、ちょっとその辺ね、実際やってみないと、それがうまく回るのかどうかはもちろん分からない部分はありますけれども、1年間して効果のほど、全然さっきの話では効果があったのかどうかもよく分かんない。校長先生なんかは、教員の方たちは、それをやったことによって、余計ちゃんと学校運営がスムーズに行くようになったという、1年ぐらいじゃ分かんないですけど、なったということなのかね、その辺もちゃんと検証しないと。8人と言うたら、

これ4校あるわけですから、南はちょっと少なめと言いましたけど、20人以上委嘱しないと駄目なんですよね。そんだけの人をどういうふうを選ぶの。今までみたいに充て職みたいなやり方で選ぶような内容じゃないですよ、実際。充て職で選ぶような内容じゃないでしょう。何かの団体の役員やってる人たちから入ってもらうというようなことじゃないんで、その辺も含めて、教育委員会のほうがしっかり地域の実情とか、その学校に関わるとかそんなところを知った上でないといけないというふうに思うんです。

それとこれ、任期があるんですか、何年とか。さっき全然それなかったけど、ちょっと見てたら、一応1年となってますかね、任期は1年。だから、さっき言ったように、任期1年だったら、1年ぐらいやったってもうすぐ、慣れるまでに終わっちゃうということになるわけでしょう。それだった意味があるのかということにもなるので、その辺は、任期1年だけれども、最低でもやっぱり3年、4年はやってもらうというふうに考えてるのかどうか、その辺も含めて、もうちょっと丁寧に答えてもらえますか。

○議長

教育長。

○教育長

いろいろと御質問のほう、まずありがとうございます。

コミュニティースクールにつきましては、来年度から本格実施をしていくということでお伝えをしているところでございます。先ほどから、いろいろと御意見賜ってる、一番このコミュニティースクールに何をもって目的としているかといいますのは、まずこれまで、例えば、行っております学校評議員制度もそうですし、地域パートナーシップ事業もそうですし、これまで学校は、いろいろな地域の方々の協力を得ながら学校運営を推進しています。こういった積み上げてきたものを当然踏襲しながらコミュニティースクールというものが展開されます。コミュニティースクールを、いわゆる法律的な制度化することによって、できる限り学校の中に地域の方々がより参画しやすいという、まずそういう条件をつくっていきながら、これまで学校が担ってきたところがたくさんあるところを、やはり学校だけではなしに、地域の方々がもっと協力をさせていただきながら質の向上を努めていくということと、様々目的の中の一つとして、やはり学校の教員の働き方改革ということもございますので、そういったところにお力をぜひ注いでいただいて学校運営を推進していきたいと、こういうふうな目的がございます。

先ほど、今年度やった平群小学校の取組の中で、マップ作りということは、つまり、住民の方でならではこそ、危険なところであったり、安全・安心を進

めるというふうな御意見やお知恵を頂けるという、そういったメリットがございました。そういう意味でのマップ作りということも非常に効果のあるものとしてできたというふうなことを学校長からも報告を聞いております。

まだまだ手探りのところがあるのは確かでございますけども、極力、皆様方がまず参加をしやすいような条件も整えていくという意味での料金設定も考えております。ですので、これまでの、例えば保護者の方であったり地域住民の方で、学校が意図するようなところをいろいろと一緒に協賛、熟議を交わしながらやっていくというふうなことのシステムをぜひ進めていきたいという意味での設定でございます。そういったことで御理解いただきたいと、このように考えております。

○議 長

山口議員。

○8 番

きれいごとで言うのはいいですよ。しかしね、実際に回るかどうかというのはまた別問題で、いや、それだったらね、委員さん、それぞれの地域が推薦するとか、教育委員会が一方的に決めるんじゃなくて推薦するとか、自分から、私、やらしてくださいという人を募るとか、そういう多様なことをやらないと、教育委員会が持つてる、要するに情報だけで、この人とこの人はいいんじゃないかみたいだね。この人、前はPTAやってくれはって、今はちょっと時間ありそうやとか、そういうことになりかねないのでね。やってみないと分かんないから、細かいことはいいですけども、その辺やっぱりしっかり考えないと、これまでと同じようにうまくいくかどうかはよく分かんない。1年間やったけど、まだ1年ぐらいで何も結果も出てない。

ただ、マップ作れたと言いますが、じゃあそのマップを作ったすぐ町が対応して、そこの安全性全部確保できるようにできるのかというようなこともあるわけですよ、幾ら言ったってね。危険性なんてそんな、別にその会議やらんでも、聞いたら分かるじゃないですか、それこそ。それだったら、自治会の総会に、今度こんなことができますから、それぞれの自治会としても協力してくださいねと。今までから個人的にボランティアでいろいろやってる人たちもいっぱいいますけども、自治会にじゃあ議題として投げかけるとかね、そういうこともやる必要があるんじゃないですか、そこまで教育長おっしゃるんだったら、地域の知恵をとるんであればね。それはだから、教育委員会だけじゃなくて、町を挙げて子育てするという意味から言ってもやるべきじゃないかなというふうに、これは一応提案として言っておきますけど、そういうふうに思うんで、何か、僕はちょっと安易だと思うんです。だから、さっきの答えないですけど、

三郷や斑鳩は、じゃあ何でそんな高額になってるかというのは聞いたんですか。

○議 長

教育部長。

○教育部長

その辺については、ちょっと確認は取れておりません。

○議 長

山口議員。

○8 番

いや、そこが大事なんですよ。財政ないからうちはそんな高いの払えませんということならそう言ってもらったらいんですけど、そうでないならね、何でじゃあほとんどのところが、2,000円程度のところが一番多いのに、全部調べたわけじゃないですけど、ネットでばーっと見て出てるところを見たら、大体関東のほうでも、みんなやっていると大体その程度なんですよね、多いんですよ。そうやのに斑鳩は5,000円と私聞いたもんだから、何でそんな高いのかなと。そんな理由ぐらいはやっぱりちゃんと調べてね。だって、一番近隣じゃないですか。隣二つがそんな高額でということで、ほんで、7町で言えば安堵も高かったですね、さっきの話だったら。それで、北葛の3町はまだやってないということだから、金額は出てない。だから、そこはちゃんと調べて、今回もこれで2,000円出てるのも、別に賛成とか反対とか、私は分からんというか、何とも言えないんで、別に反対する気はないですけど、ちょっとそこはしっかり、安易にやり過ぎじゃないかという、そこだけ見てもね。もっとちゃんと調べて、何でそんな高いんですかぐらいは聞いてもらってね、答えられるようにしとかないとおかしいでしょうと思うんです。これぐらいにしますけど。

○議 長

ほか、ございませんか。馬本議員。

○12番

ちょっと聞くけど、その委員さんになってくれはった人の身分はどういう立場になるの。身分。

○議 長

教育部長。

○教育部長

非常勤の特別職の地方公務員という形になります。

○議 長

馬本議員。

○ 1 2 番

非常勤の特別職といったら私たちと一緒に、立場は。そういうことやな。

例えば、民生児童委員さんは非常勤の地方特別公務員な。私がさせてもらっている保護司については非常勤の国家公務員なんねけど、その立場と一緒にの立場になるの。ということは、その人自身が一定のものを拘束されるのというふうになってくるねけど、それは認識されてるのかいな。

○ 議 長

教育部長。

○ 教育部長

委員さんの身分につきましては、地方公務員法第3条第3項第2号に該当するというございまして、これは、法律の条文を見ますと、地方公共団体の機関の定める規則ですね、これによる委員会の委員だということで、臨時または非常勤の者というふうになっております。

あと、拘束されるということ言えば、選挙の関係とかいろいろ出てくるんですけども、公職選挙法で言えば、136条の2の2ということで、その地位を利用しての選挙運動をすることは禁止されていると。これは、常勤、非常勤問わないというふうにございまして、そういった拘束は出てくるというふうにございまして。

○ 議 長

馬本議員。

○ 1 2 番

それはそれでよく委員さんに認識させていただいてね、お願いしたいなと思います。

それよりもね、主な役割というのは学校運営方針についての承認と書いてんねん。校長が作成する学校運営方針を協議会が承認し、これは単なる意見交換ではなく、学校運営に対して一定の権限を持つ点が特徴でありますと、こううとうてんねん。それは間違いないのか、この委員会は。

○ 議 長

教育部長。

○ 教育部長

そういった承認を得るということで、そういう権限を持つてるということにございまして。

○ 議 長

馬本議員。

○ 1 2 番

そういう点はもっと初めから、この制度を設置するに当たって、なぜこれができるかとかいうよりもね、教育長先ほどね、安易な一般的なお話をされるんじゃないんですよ。運営委員会が承認されへんかったらあかんというようなことの一定の権限持ちますよ、コミュニティースクールであってもね、そういうことをうとうてるわけやんか。ちゃうの。そやから、なかなかの組織ですよということもはっきりおっしゃって提案すべきちゃうか、御答弁も。

先ほど聞いてたら、一般的な答弁を言うてはるような感じするよ。一般社会的通念上の話をされるような御答弁を教育長はされたやろう。そうじゃないねやろう。この委員会はそうじゃないねん。だから、そこら辺もよう踏まえながら、そして、委員さんになってもらえる人の身分のことも一定御理解をさせていただきながら、選出してもらわんなら、この趣旨に合いませんよ。その点、ここでお約束していただけますか、どうですか。

○議長

教育長。

○教育長

御意見ありがとうございます。おっしゃっていただいたことを、実際、本当に心して、このコミュニティースクールというのは大切な設置の目的がございしますので、その趣旨をしっかりと踏まえて遂行してまいりたいと、このように考えます。

○議長

馬本議員。

○12番

非常勤特別職の報酬のまた各団体にも入るんやから、公金を執行するんやから、それ相応の一つの組織でございしますので、そこはきちっと、もともと趣旨であるようにね、ここに書いてあんねん、学校運営方針の承認や意見提案を通じて学校と地域が協働して子どもを育てる体制を構築する法定組織ですよということを認識して、今後、この委員会の運営をよろしくお願いします。

それで結構です。

○議長

ほか、ございませんか。井戸議員。

○9番

ちょっと先ほど、馬本議員、山口議員からのお話の中でいろいろな答弁あったんですけど、ちょっとやっぱりね、お二人がおっしゃられたようにですね、教育長でも例えば、先ほど通学路の問題とか言いましたけど、それってもう既にあるんですよ。御存じやと思いますけど、ここで答弁するのは難しいんか

もしれないですけど、でも、せっかく例えばP T Aの要望なんかでも集まってくるのですね、必ず通学路の話なんか出るわけですよ。物すごいっぱいの情報がもう既にあるんですよ。じゃあ、何でそれ活用しないのとなってくるんですよ。

そこを逆に教育委員会としてばーんと重点的に、これがメリットなんですと上げちゃうと、いやいや、これがあんのにどうなのと、逆に何か、あんまりイメージがよくなるというか、やっぱりそこは、今既存であるものに関してはちゃんと認めるか、ブラッシュアップしていくのか、何かを進めていくのが必要じゃないのかという観点もちょっと捉えてほしいんですよ。もちろんそれをなくするのであれば、そっちに統合するのであればそれは構わないと思うんですけど、何かすごいそういうところ、心配があるのと、今、既存の組織がある中で問題があるのは、今はメリットというか、P T Aのメリットは言いましたけど、例えばデメリットで、学校評議員はちゃんと学校評議をできるのかという話なんですよ。これはすごい難しい問題で、じゃあどんな方々を呼んでるのということになるんですよ。なぜなら、僕も学校評議員もそうです、学校給食センターもいろいろ入ったことがありますけど、ちょっと専門的な話にはならないかなと。評議の対象にもそうですけど、特にコロナのときもそうでしたけど、コロナ対策にしても、コロナ対策に関する皆さんの意見とかいうのは、ちょっと合ってなかったりとか、それは専門的に違うよねということ、僕は否定しませんけど。あとは、防犯対策にしても、えっというような、あるんですよ。「こうしたらどうですか」と僕が言ったときでも、「いや、こんなんでいいじゃないですか」。決定なんですよ。えっという感じなんですよ。

防犯対策なんか、僕なんか警察官の友達に会ったりとかいろんなところから聞いて専門的に考えたことでも、皆さん知らないんですよ。そういうことは結構往々にあるんですよ。先ほども言ったようにしゃべりにくかった。

例えば、ほんま具体的な話をすると、平群小学校の名前、どうやって決めましたかということですよ。平群小学校の名前決めるのに、誰も意見言うてないんですよ。だから、そこなんですよ。いや、難しいんですよ。やっぱり聞くと、「何でなん」と言ったら、あんなところでようお話できないというのを聞きました。だから、やっぱりそこをね、実際に委員会、協議会をつくっていくなら、本当にそこはね、人材も確保ですし、大変なのは分かりますけど、つくるからにはいろんな部分、この際なんで言うときですけども、これも含めて、学校評議員の人材ですね、やっぱりある程度の知識といいますか。そういう方々を登用していただきたいと本当に思うんですよ。具体的に僕が感じたことなんで、いろいろあると思いますけど、本当、その辺はちょっと改めてよろしくお

願います。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第4号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
10時30分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時15分)

再 開 (午前10時30分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

日程第5 議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する
条例の一部を改正する条例について
を議題といたします。

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○ 8 番

現任期中には実施しない、その理由の説明をしてください。

○ 議 長

総務部長。

○ 総務部長

今回の条例の上程につきましては、今、議員お述べのとおり、経過措置として、今の町長の任期については上げていかない、従前のままという形になります。そしてまた、今、町長につきましても、町長になられるときにこの額といますか、そういった形で財政の悪化に取り組んでいくといった形で、現在町長として取り組まれていますので、まずは現在の任期中は今の従前のままで取り組んでいくといった部分でございます。

以上でございます。

○ 議 長

山口議員。

○ 8 番

なぜそうなのと聞いているから、それは部長が答えるんじゃないかと、それは町長が答えなあかんでしょう。

○ 議 長

西脇町長。

○ 町 長

私が1期目、2期目という形で選挙公約というような形でこの額をとということで決めていただいたので、私の現在の任期中はこの額でいかせていただきたいということでございます。

○ 議 長

ほか、ございませんか。長良議員。

○ 4 番

今、町長が、自分の任期中はこの金額でとおっしゃいました。時勢も変わりね、自分たちの報酬もこういうふうな形で進んでいくと。僕、教えてほしいんですけど、改正後の82万円という金額になった経緯を教えてください。

○ 議 長

総務部長。

○ 総務部長

現在の額になったということですのでけれども、この部分につきましては、平群町特別職報酬等審議会というのを開催いただきまして、そこで答申を頂いたも

のでございます。

答申の主な内容でいきますと、現在の町長の給料額は、全国の類似団体、そして1万5,000人から2万人未満の町村では全国最低であると。そしてまた、平成19年度以降引き上げておらず、据置きのままといった状況であると。

今後の行政組織の在り方を考えると、多方面で優秀な方に特別職に就いてもらう上で、この削減措置は弊害になっていると思われるといった御意見等がございました。そういった中で、平成19年当時の、まずは給料額に戻すというのが妥当ではないかというふうな形で答申を受けたもので、その答申を尊重して、この額に改正させていただくといった部分でございます。

以上でございます。

○議長

長
長良議員。

○4番

分かりました。今、総務部長がお答えのとおり、平成19年のとこまで戻したと。今、令和8年です。もうほぼ20年近い前の金額に戻したことになります。物価やいろいろな形でどんどんどんどん上がっている中で、まずはそのベースにという考え方もありますけれども、それだったら、もし新しく任期を終えて、次の新しい、そのまま3期目もなさるかもわかりませんが、戻してあげる、戻させてもらう。そのときにもう1回、今の時勢に合わせて、この特別職のお三人の方の報酬を上げる条例を考えているんですか。それを教えてください。

○議長

長
総務部長。

○総務部長

まず、答申の中でもそうなんですけれども、やはり平成19年度以後、ずっとカットが続いてきたといったことで、一旦リセットさせていただくと。そうしたリセットでは、まずは削減前の本来の水準に戻すということで、極端に低い状態を是正して、多方面の方になっていただくといった部分でございます。

そしてまた、今後、次を上げていくのかということですが、今回の特別職報酬等審議会の御意見の中でも、やはり、この審議会というのは、今、何か案件があったときに対しての開催をさせていただいているといった部分でございますけれども、今、平成19年の額といった部分がございまして、そういったことを踏まえて、定期的に3年とか2年に1回とかですね、そういった現状に応じて分析することが必要ではないかという御意見も頂戴しておりますので、そういった中で、今後、協議してまいりたいというふうには考えてい

ます。だから、今の部分で上げるというような状況ではございません。まずは一旦この削減前の本来の水準に戻すといったことでございます。

以上でございます。

○議長

長良議員。

○4番

今の部長の言葉の揚げ足を取るわけじゃないですけども、低いんじゃないの。自らの公約として報酬はカットされたんです。だから、新しい選挙を終えた後にはここへ戻す。だから、この条例出てくるのはよかったなと僕は思ったんです。でも、低いんじゃないしに、我々選挙で選ばれた人間は、その立場、立場の公約や方針によって、自分たちの報酬を決めながら進んでいってる。でも、理事者側として行政の人間はベースを上げながら進んでる。社会事例をちゃんと見て、やはり生活給として、毎日来ていただいている以上、考えてあげてほしいんです。やっぱり、答申というような形で一つ一つクッションを得てね、行政は真面目にやってるんだというのを見てもらう。さっきの議案じゃないですけど、見てもらって、フルオープンにして、突っ込まれることなく、理路整然として行政執行してるんだと分かってもらえるような行政づくりをしてやってほしい、そういった思いで今聞きました。やはり、見直しは必ず心がけてほしい、それだけお願いしておきます。お願いします。

○議長

ほか、ございませんか。馬本議員。

○12番

ちょっと総務部長にお聞きいたします。

いろいろうちの町長、副町長、教育長、今後出てきますけど、現状としてどういう給料体系ですか。現状、全国的に見た場合どうやとか、そこら辺、ちょっと御答弁いただけますか。

○議長

総務部長。

○総務部長

今、町長の給料につきましては、全国の類似団体、県内町村では最低であるといった部分でございます。副町長の給与につきましては、全国の類似団体、では最低、県内町村では下から2番目といったところ。教育長の給与につきましては、全国の類似団体では最低で、県内町村で下から4番目というような形になってます。

以上でございます。

○議 長

馬本議員。

○12番

それに基づいてですね、去年の6月26日に常勤特別職の給与額について諮問されたわけですが、その諮問された内容について、全部は結構ですが、重要なところだけ、まず御答弁いただけますか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

諮問の要旨といたしまして、現在の複雑・高度化する職務の内容及び職責その他の地方公共団体の状況、社会情勢の変化なども踏まえて、適宜特別職の報酬については決定するものであると。そういった中で、持続可能な財政基盤のため、その一つとして、給料は町長等が40%削減した内容で取り組んできた。

そういった中で、今先ほどから述べさせていただいたとおり、全国の状況から見ても最低であると。そういったところで、行政運営や強固な組織づくりのためにも多様な方に特別職に就いてもらうということで、その職務と職責にふさわしい給料の見直しが必要だと考えると。そういった中で、この状況で社会情勢等を踏まえて諮問するといった部分でございます。

以上でございます。

○議 長

馬本議員。

○12番

6月の26日ですか、諮問されて、去年の7月29日に答申出てますね。答申のところでいろんな意見があったと思うけど、主にどういう意見があったんですか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

まず、主な意見等を述べさせていただきます。

まず、物価上昇や増収増益により給料を上げるのは民間企業では当然であると。そしてまた、一般職員はこの10年間、5%程度ベースアップしてると。そしてまた、全国の類似団体の平均程度が妥当ではないかとか、また今後は、先ほども述べましたけれども、定期的に審議会を開催して、現状に応じて分析すると。一方で、町長というのは選挙で公約しているといった部分で、ただ、

そこでは町長と副町長と教育長は同じじゃなくてよいのではないかと。あと、町長は給料額を受け入れて立候補するので、この額は受け入れているとも言えると、そういった様々な御意見を頂戴したところでございます。

以上です。

○議 長

馬本議員。

○12番

その答申をもって今回上程されたということでございますね。町長はそういうことよろしいですか、町長。

○議 長

西脇町長。

○町 長

そのとおりでございます。

○議 長

ほか、ございませんか。森田議員。

○11番

特別職の給与のアップについてはですね、私も一般質問もしましたし、馬本議員からもされておられたと思うんですね。それと、山口議員からもそういうことで質問があったということだと思うんですね。だから審議会に諮問されたんじゃないかなと思うんですね。その指摘じゃなくて、議会からそういう話があったから諮問されたというふうに理解するべきじゃないかなと思うんですけどね。そのことは申し上げませんが、併せてね、特別職の給料アップですけどね、やはり職員のベースアップも5%程度やってるということなんだけども、やはり管理職手当を見直しする時期に来てると思いますので、それはぜひとも、職員のモチベーションを上げるために、ぜひともお願いだけしておきます。

○議 長

答弁いいですか。

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第5号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第6 議案第6号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する
条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第6号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きまして

日程第7 議案第7号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に
ついて

を議題といたします。

これより本案に対する質疑に入ります。馬本議員。

○12番

ちょっと部長、聞きますけどもね、今回これに対して、先ほど僕が議案3号でかな、六つの柱の一定の次第も、そういうことやろう、国保の関係やからね。そやから、その資金の関係もあると思うけど、そこでね、大事なことは、これ、今奈良県でも、奈良県は単位化の国保の体制になってますね。それは、単位化した理由は何やったかな、改めて御答弁願えますか。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

奈良県下、国保について単位化ということで、その理由ということでございます。

県が財政運営の責任主体となっていて、県下全体で安定的な財政運営を、また効率的な事業の確保ということで実施をされております。また、県民負担の公平の観点から、同じ所得、また世帯構成であれば、県内のどこに住んでいても同じ保険料水準であるということが大きな特徴ということで、それらを実現するために、令和6年より国保制度の県単位化が実現したというものでございます。

○議 長

馬本議員。

○12番

我が平群町は非常に高齢化率の高い平群町でございまして、それにつけ、医療機関はたくさんあって、利用されることが多いわけでございます。

そこで、令和7年度の納付金の県全体の、これ、単位化することによって抑制策というのは法律上もあるわけや。抑制策は奈良県全体で幾らであったか。それと、平群町は抑制策は幾らあったか、その点、御答弁願えますか。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

県単位化によって、公費であったり、県、国から抑制財源ということで、国のほうから投入されるわけでございます。令和7年度の抑制額ということで、県下全体で、約でございますが、32億6,400万円、平群町分といたしましては、約5,000万円が投入されておるということでございます。

○議長

馬本議員。

○12番

そこで、令和8年度についての抑制策、全体でどのぐらいの金額があって、平群町はどのぐらいの抑制策というふうに見ておられるか御答弁願えますか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

8年度についての額でございます。県下全体で46億7,055万円、平群町分といたしましては、約7,500万円ということでございます。

以上です。

○議長

馬本議員。

○12番

何でそれ聞いたかという、単一で平群町が国保運営しておいたら、令和7年度、5,000万円の抑制策の恩恵は受けてなかったというふうに私は想定します。単位化になって初めて5,000万円ということを受けたという、まだ結果、決算は出てないけど、そういう結果として出てくるならばね、ここで今度、補正予算の条例改正で約1,000万円、平群町の来年度、8年度は1,000万円の国保の特別会計にその支援金として、約ですよ、計上されてるわけでございますけども、もしも単位化に入っていなければ5,000万円の恩恵はなかったやろうと。まして、1,000万円の今度の法的な準則じゃないけども、審議されますけども、1,000万円足したら6,000万円の令和7年度の国保会計の積算根拠になれば、平群町の国民健康保険の保険税の改正は大幅な改正が想定されるわけでございますが、私の考えはどうでしょう。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

ただいま議員お述べいただきましたとおり、そういった部分では町の負担というのは増大するというところでございます。

○議長

馬本議員。

○ 1 2 番

この案件は付託されるわけですが、文教厚生委員会でまた御審議されるということで、私は総務建設委員で入っておりますので、あえてここで本会議でお聞きしてるわけですが。

ということは、もしも単独で行えば、今後も7, 300万円から500万円とおっしゃったね、8年度。ということは、8, 300万円の国民健康保険税の増税の改正をせねばならないということに私はなると思います。ひとつ、文教厚生委員会で文教厚生委員の方々のいろんな御審議されると思いますので、私は傍聴したいと思いますけども、今、単位化に平群町は39市町村の中に加わらせていただいたという成果として、約5, 000万円、7年度の恩恵を受けたという認識をここで頂きましたので、今後、文教厚生委員のメンバーの皆さん、ひとつよろしく御審議のほど、お願いしたいと思います。

それで結構です。

○ 議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会へ付託したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○ 議 長

異議なしと認めます。よって、本案は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

続きまして

日程第8 議案第8号 平群町立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第8号について採決を行います。
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きまして
日程第9 議案第9号 平群町介護保険条例の一部を改正する条例について
を議題といたします。
これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○8番

2点だけ伺います。
今回は特例みたいな話になるわけですが、税制改正の影響を普通介護保険なり国保なりは受けるわけですが、今回、それをなかったことにするというので、いろんな文章はいっぱい出てますけれども、基本的には、この9期3年間の保険料そのまま移行するということだと思んですが、それで間違いないのか。令和9年度は当然10期の計画が始まりますから、当然それに向けてはこの税制改正も反映されるんだろうなというふうに思うんですが、それでいいのか。

それからですね、もしこれ、65万円の引上げをした場合の介護保険会計への影響額はどれぐらいになるのか。当然、控除額が上がるわけですから、これまで非課税でなかった人が非課税になる場合が出てくるというふうに想定され

るんですが、その辺、今の現状で見た場合、どれぐらいの影響額があるのか、その2点について伺います。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

今回条例上程させていただきます改正の概要ということで、これにつきましては、令和8年度限りの措置ということでございますので、9年度についてはまた、新しい税制に基づいての課税・非課税での判断がされるということになります。

もう1点ですね、影響額ということでの御質問でございました。今、現時点で想定されます影響額といたしましては、まず、人数といたしましては約60名で、140万円程度というふうに積算をしております。

以上です。

○議長

山口議員。

○8番

その60人というのは基本的に、新たに非課税になる人数というふうに考えていいんですか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

議員おっしゃるとおりでございます。

○議長

山口議員。

○8番

変えるとなればですね、この1年限りだけ介護保険料の改定をする必要が出てくるわけですね。多くのところは、町はこの間、幾ら基金がたまって、途中での改正はしないという方針でしたから、当然これも一緒のような考えなんでしょうけども、考え方によってはですね、本来払わなくてもいい介護保険料を払わなければならないと。税制が変わったら本来変えるべきなんですけれども、その辺、要するに60の方が損害を受けるというような形に思うんですが、それもあって、ちょっとこの辺についてはですね、いかがなものかということで、これはもう意見だけにしておきますけども、本来ね、これは国のほうがそういうふうに言ってくるわけですし、全国的にそういう方向でやられるようなんであれですけども、本来途中であったって、税制を改正するとい

うことは、それだけ今の物価高の中で生活が大変になってる、特に収入の少ない人にとっては大変になってる中ですね、それで税金を下げるわけですから、当然税金に関わる国保や介護保険、その他についてもですね、それに連動させるのが本来の筋なはずなんですよね、国としては。でも、それをやらないということなんですけれども、今後、途中であったって、介護保険も国保もそうですけど、介護保険、特に3年間という縛りでやってますけども、途中で変えられるようなほうに、意見言うようなところがあったら、県の会議なんかで言うようなところがあったらですね、そういうことも必要じゃないかというのは意見として言っていたきたいなということは、もう答弁はいいですけれども、そういうふうにするべきではないかということは意見として申し上げておきます。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第9号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きまして

日程第10 議案第10号 平群町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第10号について採決を行います。
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
ここで説明員が入れ替わりますので、少しお待ちください。

説明員交代

○議 長

続きまして

日程第11 議案第11号 令和7年度平群町一般会計補正予算（第7号）
について

を議題といたします。

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○8 番

今年度の決算見込みについてちょっと聞きますが、当初予算では財政調整基金の取崩し1億7,460万8,000円、これが単年度、予算上の赤字ということになるわけですが、その一方でですね、この2月の財政危機改善計画案の収支予測は基金が11億9,300万円、次年度繰越しが1億400万円、

これを合わせた年度末剰余金が12億9,700万円ということで、昨年度の剰余金から200万円のマイナスとなっているんですが、一番新しいシミュレーションがこれだと思うんで、現時点で200万円程度の赤字だと見てるのかどうか、その点どうですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

お答えいたします。

あくまで現時点の想定ということですが、今議員述べられたように、平群町財政危機改善計画案でお示しした財政調整基金が11億9,300万円、次年度繰越金1億400万円と見込んでいるということでございます。しかしながら、歳出におきましては、現在まだ医療費や扶助費、国保、介護などの繰出金などの支出が確定をしておらないもの、歳入におきましても、国県補助金、特別交付税などの歳入、収入がまだ確定してないもの、不確定な要素が非常に多いということでございますので、現時点では確定的なことはまだ言えない状況でございます。

以上です。

○議長

山口議員。

○8番

もちろんおっしゃるとおりなんですけれども、このマイナス200万円といった中、この試算するに当たっては、交付税の追加の今回出てる1億幾ばくかのやつはですね、これは入ってるわけですよ。これは入った額ですよ。それで、交付税で分からないのは、特別交付税が今月のぎりぎりになるまではっきりしないということで、そこで変わってくると思うんですが、それ以外に変わる要素というのは今おっしゃったようなものだけで、大きなものはないですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

大きなものにつきましては、先ほど議員の述べられたものですが、歳出におきましても、扶助費、いわゆる請求が来ないと分からないもの等になってくるかと思いますが、引き続き注視をしていきたいというふうに考えております。

○議長

ほか、ございませんか。森田議員。

○ 1 1 番

10ページの農林水産業費の上庄・梨本の特定農業振興ゾーンですけども、これ今、どのぐらい進んでるのかですね。私、バイパス通っても、あんまり何か事業してるように見えないんですけども、今の進行状況と完成予定をお教えいただけませんかでしょうか。

○ 議 長

事業部長。

○ 事業部長

農業振興ゾーンの整備がどのぐらい進んでいるのかということでございます。事業全体でいきますと、イチゴハウス9棟、圃場整備、水路等いろいろあるんですけども、今、現時点でイチゴハウスが6棟が完了しております。計画につきましては、令和5年度から令和9年度の5年間の予定をしておりますが、当初の計画であって、また今後、若干遅れる可能性はあるとは聞いているんですが、一応9年度には終わる予定と聞いております。

以上でございます。

○ 議 長

森田議員。

○ 1 1 番

県の事業ですので、町がどうこう言うわけにいかないと思うんですけども、しっかりフォローだけお願いしておきます。

それとですね、歳入の普通交付税1億4,900万円ほど上がってるんですけども、これは、国から特別の配慮があったのかどうかお聞きします。

○ 議 長

政策推進課長。

○ 政策推進課長

お答えいたします。

令和7年度の普通交付税の再算定ということで、これにつきましては、国のほうで12月、補正予算が組まれて、それによる措置に基づくものです。主には臨時経済対策費の創設、これにつきましては、地方公共団体が経済対策や物価高騰対策を円滑に進めるための経費として、基準財政需要額の費目として創設をされたということです。また、臨時財政対策債償還費基金の創設ということで、これも地方財政の運営に関わるものということで措置をされたものでございまして、それによる追加交付ということになっております。

以上です。

○ 議 長

森田議員。

○ 1 1 番

それとですね、商工費のところの生活応援クーポン券配布事業で430万円ほど追加になってるんですよね。なぜ追加になってるのか、いろいろと努力されてることじゃないかなと思うんですけども、状況をもう少し、クーポン券の事業そのものについても御説明いただけませんかでしょうか。

○ 議 長

事業部長。

○ 事業部長

今回、クーポン券の補正させていただいたのは、事務費のほうで追加をさせていただいております。事務費の当初の積算におきましては、過去3年から5年に3回、生活応援クーポンを配付しておりました。そのときの平均でしたら大体800万円弱ということで、それを基に今回、人件費等の高騰ということで1,000万円ということで予算を見積もったわけなんですけども、実際、競争見積りをしまして3社から応札があったんですが、最低が1,438万円ということで、想像以上に高くなってたので、今回補正をさせていただいたところがございます。

以上でございます。

○ 議 長

森田議員。

○ 1 1 番

クーポン券そのものの事業もどういうふうに進めようとしてるのか。また、3月下旬からという話もあったんですけども、そういう変更もないことも含めて御答弁ください。

○ 議 長

事業部長。

○ 事業部長

すみません、答弁漏れで申し訳ございません。

2月1日時点の住民票がある方ということで、今、約1万8,000人ということになっております。配送の予定なんですけれども、今、印刷のほうを準備しまして、3月10日以降に順次配付し、一遍に配送できませんので、3月10日以降に3月下旬まで配送する予定になっております。渡したときには家族、世帯、まとめて送りますので、受け取りを確認しながらということになっております。利用については、4月1日から8月の末までということになっております。

あと、取扱店なんですけども、2月20日時点で申込みのあった店舗は68店舗ということで、大型店舗は16店舗、小売店舗が52店舗ということになっております。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○11番

ありがとうございます。

それですね、先ほど入札をしたということなんですけども、具体的にどこに発注する予定になってるんでしょうか。

○議長

事業部長。

○事業部長

旅行会社のほうに4社入札のほう、通知しまして、最終的には旅行会社の東武トップツアーズ株式会社になっております。

以上でございます。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は、会議規則第39条の規定により、総務建設委員会へ付託したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案は総務建設委員会に付託することに決定いたしました。

続きまして

日程第12 議案第12号 令和7年度平群町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

を議題といたします。

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○ 8 番

補正、実績の確定に伴う保険事業納付金の増額ということなのですが、決算、これはこれであれなんですけどもね、2月の国保の運協で保健事業費決算見込みが出てるわけですけれども、これ、保健事業費、ちょっと言うと、要するに国保会計は今全て県のほうがやるということで、料率も全国的には大阪と奈良だけが全て一緒というふうになってるんですが、その中で、要するに平群町の自前にかかる経費、要するにそれが赤字要因なんですけどもね、保健事業。その保健事業の3,342万6,000円と決算見込みではなってるんです。それは特定健診と小児保健事業費と二つあるわけですけれども、これの内容ね、内訳、要するに、県が払う分ももちろんありますから、正味、国保会計で国保会計自身が支払う金額、これは決算見込みの中では幾らなのか。これが要するに赤字部分なんですよね、普通にいけば。ただ、もちろん年度をまたいで還付したり、また追加で交付あったりしますので、きちんとその数字が出るわけじゃないですけれども、長期的に見ればそういうことになるんで、それが幾らかというのは、私はいつも一番、七、八年前に県が今の制度になる前も含めて6年間、今の制度になる間に期間があったわけですけれども、その間のことも含めてね、それが赤字要素になるというのははっきりしてるので、それが幾らかというのを一番知りたいんですが、その点、まずどうなってるのか答えていただけますか。

○ 議 長

健康保険課長。

○ 健康保険課長

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

保健事業についての県交付金の内訳と町単となる費用について問われてると思います。

県交付金等の合計につきましては、特定健診等事業費のほうに2,207万7,000円分が交付金等で受けている金額になります。先ほどおっしゃったように、決算見込額ということで3,342万6,000円からその分を引かせていただくと、町単独で支払わないといけない部分につきましては1,134万9,000円になります。

以上です。

○ 議 長

山口議員。

○ 8 番

本来これが平群町の国保会計では赤字になるというか、単独で出さないと駄目な分、それを基金から補填していくというのがこの間ずっとやってることなんでしょうね。ただ、3月、2月の会計年度ということになってますから、そこでは、さっき言ったようにちょっと若干動きはありますけれども、それは分かりました。これを毎回やっぱりきちっと抑えて、長期的に見ていく必要があると思うんです。今、基金も既に1億7,000万円まで見込みでは減ってきていますから、その辺見ていく必要があるんじゃないか。これがいつまで続くか分かりませんが、あると思います。

それともう1点は、今回の国保運協に出されたやつが1,856万4,000円の赤字ということになってるんですね。要するに、基金で補填ということになってるんですが、昨年度が504万1,000円。これを大きく上回る、さっき言ったように動きがあるんで、実際に1,130万9,000円よりも700万円ほど多くなってるんですが、この動きの中で、結果としては、来年度また少なくなるかもわかんないしというふうに思うんですけどね、その辺、ここ数年見てて、何か感じることはありませんか。増減が大きいというのはちょっとあるんですけど、大きいと言ったって100万円単位やから、それほどでもないのかもわかんないですけども、その辺、担当課としてはどのように見ているのか、少しお聞かせいただけますか。

○ 議 長

健康保険課長。

○ 健康保険課長

今回の見込額の中で1,856万4,000円分が赤字ということで出ています。その分の中で、そのうち令和6年度の納付金の確定分というのをこの基金から取り崩して対応する分で確定として持っております。その分を引くことによって1,500万円というところが出てきますが、先ほどおっしゃったように、1,134万9,000円分が、今分かっているところでの保健事業の町単部分。残る部分については、やはり不用額があったり、交付金のまだ分からない部分があったりというところがありますので、今後動く見込みがある分かなと、暫定値で思っております。

○ 議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第12号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きまして

日程第13 議案第13号 令和7年度平群町学校給食費特別会計補正予算
(第1号)について

を議題といたします。

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第13号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きますして

日程第14 議案第14号 令和7年度平群町介護保険特別会計補正予算
(第4号)について

を議題といたします。

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○8番

当初予算に比べて、施設介護サービス給付費負担金の増額ということで5,280万円、全部そうやね、基本的に。これ、相当金額大きいんですけども、何か特別な要因があるんでしょうか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

介護保険特別会計において、施設介護サービス給付費が増えた要因となりますが、こちらのほうは、まず予算の計画に対し、利用者の方が約9%増加したものです。それに伴い、補正の予算のほうで8%から9%の増額となっております。

以上です。

○議長

山口議員。

○8番

利用者が増加ということは、施設が新しくできたわけでもないのに施設利用者が増えたというのは、それはどういうことなのか、ちょっと理解しにくいんですけど。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

ただいまの質問にお答えいたします。

利用者の方が増えたというのは、入所者の方が増えたということであり、介護施設が増えたわけではないのですが、入所された方が増えたということでございます。

○議 長

山口議員。

○8 番

ということは、施設に空きがあったのが埋まったという、埋まったという言い方はおかしいけど、それが10%増えたということやね。そしたら、ちなみに今、平群町の施設で受入れ人数というのは幾らで、それに対してどれだけの人が入ってるかというのは、これはすぐ出ますか。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、平群町内の介護福祉施設、これ、まず特養に当たるんですが、こちらのほうは町内に2施設。介護保険施設、これが老健に当たります。これは町内に1施設あります。ただ、すみません、ちょっと今、平群町内の方でどれだけ入ってるかという数字は持ち合わせておりません。申し訳ございません。

○議 長

山口議員。

○8 番

その資料はまた頂きたいと思いますけども。

それからですね、これも、介護の運営協議会で既に今年度の決算見込みが出されてるわけですけれども、今年度、第9期の2年目ということで、計画では3年間で1億7,000万円取り崩すというのが当初の計画です。2年終わって、今年の夏ぐらいから10期の計画に向けた策定委員会も始まっていくというふうに思うんですが、8期のときは、全体の95%、要するに、計画の総給付費に対して実績は95%ぐらいだったんですが、昨年、今年を見てると、ほぼ100%に近い状況。場合によっては、見込みのときは超えてる場合もあるという。

こうなってくると、1億7,000万円では済まないんじゃないのというのがね、今から決めつけるのは早いんですけども、その辺、今年の半年後には10期の計画立てて、そこで一番問題になるのは、住民にとっては介護保険料が幾らになるのかと。今でも相当高くなってますけど、それがさらに上げざるを得ないような状況になってくるんじゃないかと、今のこの財政の動きを見てるとね。今の時点で、まだこれからのことですけれども、9期全体の収支、この、ほぼ半分終わってどう見てますか。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

ただいまの御質問、第9期の収支のことでお答えいたします。

第8期終了時の基金の残高が約3億円ございました。約1億円が第9期終了時の基金残高となるというふうに想定しております、ただいまの基金の取崩し額ということで、3年間で約2億円の取崩しを行う予定となっております。

○議長

山口議員。

○8番

いやいや、1億円残るというのももちろん言ってたけど、でも途中での計画を立てるんで、ただ、取崩し、計算したのは1億7,000万円なんですよ。そこんところがいいのか悪いのか、もちろんそれでも足らんようになって、基金が1億円しか、今の話だと1億円ぐらいになるのではないかということなんですけどね、これはまた今年の9月の決算のときにも聞きたいと思えますけども、なぜそういうふうになったのかね、ちょっと早め早めの検証をしないと。今後、もう次、介護保険料、ほんまに天井知らずで上がっていくような状況に、もちろん国のほうもいろいろセーブかけるようなことはやっていますが、本来国がもっと金を出さないとどうにもならないというのがあるんでね、町としてはどうしようもない部分もいっぱいあるんで、その辺、町としてもこのままだったらもう相当上がってしまうんで、ちょっと、県に対しても意見なり要望なりをしっかりとっていく必要があると思うんで、状況把握はしっかりとやっていただきたいなというふうに思います。

そのことはお願いして、この件は結構です。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第14号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第15 議案第15号 平群南小学校・平群中学校屋内運動場改修工事
の請負契約の締結について

を議題といたします。

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○8番

まず最初に、今回落札された楠本工務店、三郷町の事業者ということなんですが、昨年三郷町から指名停止処分を受けてますけど、このことはあまり問題にならなかったんですか。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

お答えします。

入札公告の中でも明らかにしておりますが、入札期間中に指名停止となれば参加できませんが、そうでない場合は参加できるということになっております。

○議長

山口議員。

○8番

それでもね、細かい内容は知りませんが、建設業法違反って昨年のお話ですよ、まだ半年前の話。だから、そういうところ、いや、もちろんもう3か月で終わってますから、指名停止はもうなくなってるんですけども、しかし、どうなんですかと思うんですけどね、素人考えとして。いや、ちゃんとそれは仕事やってもらえれば問題ないんでしょうけども、そんなんは普通考慮しないんですか、あんまり。公的な仕事としてどうなのと、普通の人だったら思うと思うんですけどね。それはもう全く問題にならないのかどうか、その辺どうですか。

○議 長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

あくまで一般論ということになりますが、そのために入札参加停止というものがあろうかと思しますので、それが切れておれば入札に参加できると、こういうふうに理解しております。

○議 長

山口議員。

○8 番

入札の内容について、説明、何か初日はあったのかな、あまりちょっとしっかり覚えてないんで申し訳ないんですが、そのことと、それから入札の状況ですね、何社応札してというようなことで、ここが一番低かったんだと思うんですけども、最低金額を決めてやったのかとか、そういうことも含めて説明していただきたい。

それとね、12月の補正で、この南小学校、平群中学校の体育館の問題についてはですね、工事予算として5億5,402万6,000円、これ予算上上がってて、実際、契約が4億9,793万1,500円とこうなってるんで、10%程度、入札差益になると思うんですが、それはその考えでいいのかどうか、その2点。

○議 長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

お答えします。

まず、入札状況、応札状況ですが、合計12社から応札がありまして、最終的に抽せんによって、提案させていただいております株式会社楠本工務店が落札候補者となっております。

続きまして、金額面ですが、予算が5億5,400万円余り、これをそのまま予定価格として設定しておりまして、落札金額が税込みで4億9,500万円余りということで、その差5,600万円余りがいわゆる入札差金ということになります。

以上です。

○議 長

山口議員。

○8 番

抽せんということは、要するに最低価格でやったということによろしいです

ね。

○議 長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

すみません、失礼いたしました。最低価格制限制度を取っておりまして、最低制限価格で応札されて抽せんを行ったということです。

○議 長

山口議員。

○8 番

施工管理のほうは別で、これはもう別に議会の議決なしでいくんですが、これについては、予算、もちろん工事費が下がったんで、この分についても同じように下がるという考えでいいんですか。

○議 長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

工事管理は工事費に連動するものではありませんので、人工ということになりますので、工事費が今これ89.何ぼで、1割ぐらい下がっておるんですが、自動的に1割下がるということではありません。ただし、実際に落札業者が決定して、具体的に人工が幾ら必要なるかというのは、今度また特記仕様書の協議を予定者としていたいと考えておりますので、何がしかの費用縮減ということについては努力していきたいと思っております。

○議 長

山口議員。

○8 番

もう1点、最後に。

工事期間、できるだけ早めにと、来年の2月26日か何かになってますよね。これ、両方とも一緒になってるんですが、これ、前の説明では南小学校のほうを先にするみたいな話ですけども、今もう既に北小学校、今やってるところですよね。もうやってるのかな、これからかな。その辺、もう既に先に決まってる二つ、北小学校、それから平群小学校で、今度また二つということで、その辺、日程的には全部重ならないようにするというので、その辺は全部想定した上で、来年2月末までには全部終わるということによろしいですか。

○議 長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

工期としましては、契約上の工期は2校一緒に、来年の2月26日、これは金曜日になります。あと、設計図書の中で、ただし、南小学校につきましては、12月25日、これも金曜日になりますので、25日までに町の検査を受けて合格の上、引き渡してくださいと、これ、設計図書の中で日程を決めております。

あと、工事、既に平群小学校と平群北小学校は議決いただいて、今進めておりますが、当然この二つにつきましては、空調がほぼほぼ主になりますので、現地で姿が見られるのはまだもうちょっとしばらく、機器の調達期間と、あと現地調査等々、今繰り返しやっておりますので、実際に、いわゆる工事現場というふうに動くのは、まだちょっとしばらくかかるかなというふうに思っております。

日程関係につきましても、以前御説明させていただいたとおり、北小学校と平群小学校については7月31日までに引き渡してくださいということをしておりまして、今回の中学校、それと、平群南小学校、これにつきましては、具体的に中が使いなくなるのはそれ以降ということで、これも条件づけをしておりますので、4校が全て同時に体育等で使用できなくなるということについては、そういうことが出ないように日程のほうを示した上で入札に付しているということになります。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。森田議員。

○11番

先ほどですね、12社ほどで入札をされて業者選定されたということなんですけども、同じ金額だということなんですけど、事業審査型というのは、素人で申し訳ないんですけど、どういうことを審査されたんでしょうか。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

入札参加資格ということで事後審査をしております。落札候補者だけを審査するということになるんですが、今回の入札条件として定めましたのは、一つが経営審査における総合評定値、P点と言われるものなんですけど、これは業者の事業規模を判断するときによく使われる指標なんですけど、それが900点以上であるということが一つです。この900点というのは、一般的に言いますと、相応の規模があって信頼に足る業者ということに言われております。平均が700点ぐらいに想定されてるような設計になっておりまして、900点

以上になりますと、相応の金額ができる会社ということになります。

もう一つ、あと二つありまして、次が事業実績ということで、かといいつつですね、元請でしっかりやっておいていただきたいということで、過去5年以内に元請で公共事業をちゃんとしてますかということの確認をしております。

3点目が技術者の配備ということで、今回は技術者、監理技術者という建設業法上の人を配置してもらう必要があるというふうにしまして、免許としましては、一級建築施工管理技士または一級建築士の資格を持ちつつ監理技術者の講習等を修了している方と、その3点について事後審査を行ったということです。

以上です。

○議 長

森田議員。

○11番

何か聞いてたら、ほとんど経審に載ってるようなことじゃないかなと思うんだけど、一般競争入札でいいものを何か決めてるようには、そのときにちゃんと条件つけばいいんじゃないかなと思うんですけども、私も素人ですから分かりませんが、ほとんど経営審査のほうで大体網羅してきてるんじゃないかなというふうに思いますので、答弁結構です。

○議 長

ほか、ございませんか。馬本議員。

○12番

先ほど、山口議員の質問に対してね、最低制限価格だと参事、御答弁されましたけど、その最低制限価格というのは基本的に消費税を含んだ価格でございまして、最低制限比較価格というのが入札価格でしょう。というのは、消費税を抜いた価格が入札価格になるということ。そこら辺、そういうことの意味よろしいな。先ほど参事がおっしゃったのは、最低制限価格で、皆それ出しはったから、それでくじ引しましたとおっしゃったように記憶してんねけど、最低制限比較価格で、要するに消費税を抜いた価格で、その入札の、みんな最低、それで入れはったんで、くじ引をされたということによろしいんですね。

○議 長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

失礼いたしました。御指摘のとおり、入札につきましては、課税業者どうかありますので税抜きで入札を行うことになっておりますので、最低制限関係につきましても、当然最低制限比較価格ということになります。訂正させていた

だきます。ありがとうございます。

○議 長

ほか、ございませんか。井戸議員。

○ 9 番

私もこれね、競争入札の停止の期間は過ぎてますけど、この会社と取引するというのは正直どうなのという点がやっぱり考えられるわけで、近いというのがありますし、そもそもこれ、だから中身がね、ちょっと本当に詳しく知りたいんですけども、この工務店は何をしたんでしょうか。

○議 長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

ネガティブ情報につきましては国土交通省等々からも公表されておりますので、その公表資料から確認はしておりますが、事案としましては、三郷町の業者ですけども、王寺町にも営業所を設けて、そこで契約を行っておったと。ただし、建設業法上は、そういう支店、営業所を設けた場合は、開設して一定期間以内にちゃんと届出してくださいよということなんですけど、その届出を怠っていたということで行政処分がなされたということが公表資料に書かれております。

以上です。

○議 長

井戸議員。

○ 9 番

では、談合とか、そういうちょっときついものではないということですね。届出ミスといたしますか。よろしいですか。

○議 長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

そうですね、行政処分といたしましても、何か、例えば営業停止とかいうふうなことごとくなされたような事案ではなくて、当然違反は違反で対応すべき話ですが、今御指摘あったように、談合とか、あるいは贈賄とかですね、そういうかなり社会的に非難されるレベルの高い、犯罪に高い、低いはないのかもわかりませんが、そういう著しいものではないということになります。

○議 長

井戸議員。

○ 9 番

それならいいんですけども、住民さんはやっぱりこういうのは気にする方もおられますので、その辺はきっちり説明なり、程度が軽いということを前面に出してですね、ある程度対応していただきたいと思います。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第15号について採決を行います。
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きまして
日程第16 同意第1号 監査委員の選任に同意を求めることについて
を議題といたします。
これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第1号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり同意することに決定いたしました。

続きまして

日程第17 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて

を議題といたします。

人権擁護委員候補者の推薦については、初日に町長より説明を受けております。

お諮りします。

本件は、適任であるとの意見を付して答申したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて、適任であると答申することに決定いたしました。

ここで、1時15分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時41分)

再 開 (午後 1時15分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

- | | | |
|---------|-----------|---------------------------------|
| 日程第 1 8 | 議案第 1 6 号 | 令和 8 年度平群町一般会計予算について |
| 日程第 1 9 | 議案第 1 7 号 | 令和 8 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について |
| 日程第 2 0 | 議案第 1 8 号 | 令和 8 年度平群町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第 2 1 | 議案第 1 9 号 | 令和 8 年度平群町下水道事業会計予算について |
| 日程第 2 2 | 議案第 2 0 号 | 令和 8 年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について |
| 日程第 2 3 | 議案第 2 1 号 | 令和 8 年度平群町学校給食費特別会計予算について |
| 日程第 2 4 | 議案第 2 2 号 | 令和 8 年度平群町介護保険特別会計予算について |
| 日程第 2 5 | 議案第 2 3 号 | 令和 8 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について |
| 日程第 2 6 | 議案第 2 4 号 | 令和 8 年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第 2 7 | 議案第 2 5 号 | 令和 8 年度平群町用地先行取得事業特別会計予算について |

以上 1 0 件を、会議規則第 3 7 条の規定により一括議題といたします。

これより各議案の質疑に入りますが、質疑については、最初に令和 8 年度予算全般に対する質疑を行います。続いて、一般会計については歳出全般の質疑を行い、その後、歳出の各款ごとに行い、続いて、歳入全般について行います。各特別会計、下水道事業会計については、会計ごとに質疑を行います。

これより、令和 8 年度予算全般についての質疑に入ります。森田議員。

○ 1 1 番

全会計にわたりますので、正職の職員数は出てたんですかね。それと、人件費の総額が分かりましたら。といいますのは、一般会計の人が次、ほかの会計に移れば、当然その会計の収支が変わってくると思いますので、全会計の正職数と平均年齢と人件費の総額のデータの提出をお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

今、森田議員からの資料請求につきましては、提出させていただきます。
以上です。

○議長

森田議員。

○11番

併せて、会計年度任用職員のことともお願いできますでしょうか。

○議長

総務部長。

○総務部長

併せて、会計年度任用職員の人数、職員数等についても提出させていただきます。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、令和8年度予算全般についての質疑を終わります。

続きまして、議案第16号 令和8年度平群町一般会計予算についての質疑に入ります。

まず、歳出全般に対する質疑がありましたらお願いいたします。山口議員。

○8番

1点だけ伺います。

今度の予算編成に当たって、国の地方財政対策で、物価対策として、物価高
官公需の価格転嫁対応、5,850億円を増額したというふうに説明されてい
るんですが、この点について、平群町の今度の新年度予算の中にどのように反
映されてるのか。細かいことは別にして、大まかなことで結構ですので、その
説明をまず最初にしていただけますでしょうか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

お答えいたします。

今議員述べられたように、物価高対策ということでお示しがありまして、予

算編成方針の中でも予算見積り等については複数から見積りを取るなど、価格の適正化、あるいは予算の適正化を図るようという事で通知を出しまして、その中身に基つきまして各課からの要求を受けております。その要求に基つきまして予算査定で精査を行っておりますが、やはり、直接ダイレクトに物価高に影響のあります光熱水費であったり各種委託料等がございますので、適切な価格ができてるかどうかということを確認をしながら予算編成に努めたところでございます。

具体的に、これがこう増えてます、これがこう減ってますというのは、ちょっと個別の事案になりますので、なかなかちょっと総括的に申し上げにくいんですけども、可能な限り、直近の状況を踏まえた予算見積りを取った形の予算編成とさせていただきますところでございます。

○議長

山口議員。

○8番

全てにわたって関係してくるんで、この間説明あったように、例えば中学校の大規模改修とか長寿命化でもですね、当初の、新年度予算でも出てますが、設計を変えなければならぬほど金額が高騰しているということであれば、当然業者さんに払うお金、それから人件費、全てにわたって上がってるわけですから、それが、要するにどの程度ね、今度の新年度予算、もう一般会計だけでいいですけども、一般会計で反映されてるのか。そして、それは国の、要するに地方交付税の中に入ってきてるのか、個々の事業ごとにももちろん、補助金とかいろいろ交付金とかありますから、それら全てにわたって前年度に比べて上がっているとか、そういうのは、財政当局のほうでは一定そうってますよというふうに言えるのかどうかね、その点どうなのでしょう。

交付税に全部入ってるということではないとは思いますが、その辺は、県から予算編成するに当たっていろいろ説明あったと思うんですが、その辺の説明はちゃんとなされてるのでしょうか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

お答えいたします。

令和8年度の地方財政対策のポイントの中でも、物価高、官公需の価格転嫁への対応について、適切に対応するようという事で通知のほうになされております。具体的には、物価高を反映し、地方公共団体の委託料、維持補修費、投資的経費などにつきまして、地方財源の総額の中で0.6兆円を計上すると

ということで、それにつきましては、普通交付税の算定の中で地方公共団体の取組を反映させる、一定程度は普通交付税で措置をされるというふうには理解をしております。

ちょっと個別に申し上げますと、例えば法定点検の委託料、これも人件費等の価格に係ることですので、そういったものが見積りを取る中で増えておったりというようなことですね、あります。あと、山口議員が先ほどおっしゃったように、いわゆる工事費の関係につきましてなんですけども、やはり労務単価であったり資材単価が上がっているということなので、そういったことに対して適切に反映するようにというようなことをございましたので、予算査定の中でそういった中身についても確認する中で、また、新年度に入りまして、実際の予算執行の段階になりまして、再度精査をするという中身になろうかなと思います。

ちょっと明確な答弁ではありませんが、7年度で計上している予算と8年度で計上している予算の前後がありますので、一定同じものにつきまして比較はできるんですけども、内容が変わってるものについてはなかなか比較しづらいというのもあるんですけども、そこについては精査をするようにということで予算査定に努めてまいりました。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

議長、先ほど、今、歳出全般、一般会計と言わはったけど、歳入歳出全般についてで、違うの、質疑、今。さっきの、最初、森田議員のときには、特別会計といろんな一般会計全体にまたがっての。今度は今、一般会計についてはね、全般にまたがって御質問してもよろしいですか。

○議長

はい、いいです。

○12番

よろしいですか。歳出全般とおっしゃったように。

○議長

基本的には歳出全般というふうな手順になってますが、全体でも。

○12番

よろしいですね。

そしたら、令和8年度の一般会計の予算についてちょっとお聞きしますけども、去る2月15日に都市計画審議会が開催されたわけでございます。その中

で、どういふもんするかといったら、立地適正化計画を策定しますといふことの提案で招集された。僕もそのメンバーでございますので、行きました。なぜそれを今回改正したかといふことは、ある方から、平群町は財政的に非常に厳しい、財政貧弱な町やと。そのために、インフラ整備するにはお金が必要だと。インフラ整備に当たっては、社会資本整備総合交付金の一定の対応をしていただくといふことで提案理由をされたわけでございます。議員さんも何人かあそこ入っておられるからよく覚えておられると思いますけども、そこでどういふことをするかといったら、住居誘導区域並びに都市機能誘導区域等の決定をしましょうといふことで提案されたわけやけど、今、よく問題になつてゐる超過税率の話についてちょっと聞きたい。

私が議員のときにたしか超過税率になつたわけ。それで、0.2%の都市計画税かな、それが今凍結されてますけども、平群町全体でしようといふことで、0.18%の形になつてゐるわけです。今度、ここ大事なことですよ。国は、人口減を想定しながら、補助金を出すところ、一定の区域を決めてんのとちゃうかなと。その一つは、平群町は最高約2万1,000人ありました。それ以後、今1万8,000人ぐらいしかおいでになりません。そのために、複合施設として国は中央公民館、あすのすへぐり図書館、それで人権交流センターの三つを統合したら補助金対応しましょうといふことで、交付税か、国の交付金とかそういう形になつたわけ。

そこで、僕は市街化調整区域に住んでます。居住誘導区域といふのは、基本的には市街化区域です。僕は調整区域です。そこで、大事なことをちょっとお聞きしたいんですけども、これは住民全体に関わること。この政策でいくと、私たちは税かけながら、調整区域の人はその恩恵を受けられにくいという形になるんやけど、その点どういふふうに察知しておられますか。

○議長

総務部長。

○総務部長

今、馬本議員の御質問については、立地適正化計画の策定についての都市計画審議会での御協議かなと思います。そういった中で、平群町につきましては、市街化区域、市街化調整区域とありますけれども、やはり平群町については、そういう区域にかかわらずですね、地方公共交通の確保とか身近な生活環境の維持には努めて、町全体としてのバランスを保ちながらですね、平群町の皆さんにお住まいになっていただいている方々に安心・安全を届けるという形になっておりますので、その立地適正化区域はもちろん社会資本交付金の関係で、対象区域での事業に対して採択がされれば社会資本整備交付金というふうな形で

のかさ上げというか、プラスアルファがあるかというのはちょっと聞いておりますけど、ただ、今回でも、今現在も社会資本の非重点の交付金というのは、市街化区域、市街化調整区域、路線関係なく、一括で計上処理、正直なかな配分されていない状況なんですけども、町としては、これからもそういう区別なくですね、安全を図るべく、そういった維持補修、そういった部分については取り組んでまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議 長

馬本議員。

○12番

この間、都計審、先ほど何で改正したか理由言わはったやろう。平群は財政厳しいよ。インフラ整備するには補助金頂くような区域を選定しますよ。それがあって立地適正化計画と違うの。その中に、私、若井やけど、市街化区域ちやいますよ、調整区域にはおります。ということは、将来、それをすることによって、補助金申請すれば適正区域、市街化区域のほうに補助金が自動的に行くわけや。私のところは遅くなるという想定があんねや。

僕の言いたいのは、それはそれとしてね、そういう政策されたら、平群町全体で超過税率を持ってるわけやんか。0.18%。今後、その対応をどう考えてんねんと。口のほうでね、今言ったような、それ、分け隔てなくやりますよとおっしゃったって、町税が大変やろう、今。町の財政が大変やろう。そやから、この間、都計審しはったんちゃうの。提案しはったある人、言わはったやんか。俺、鮮明に覚えてんで。議員さんも皆覚えてはると思うけど。何でこれ、立地適正計画を策定したかという理由について言わはったやん。平群町は財政厳しいですよ。インフラ整備するのにお金ないですよ。町単ではしんどいですよ。それには社会整備総合交付金を対応しましょう。それには、市街化区域をきちっと立地適正化計画というものをつくりますよと、そういう話やったんちゃうんかいな。僕自身、個人的に思ってたで。何と厳しいことしはるなと思ってたで。私も税金、超過税率払ってはんねや。そやから、今後な、僕は言うてんねんで、都市計画税を改定せえとか、そんな話は今言うてないで。けれども、この間、都計審でその旨決まったんちゃうん。議会議員何人おったん。五、六人いてはるのちゃうの、都計審のメンバーとしてやで。皆承諾してはったがな。それに対して誰も言うてへん。僕は危機感感じたよ、調整区域に住んでるから。何が超過税率やって。今後、税金だけ払って整備してもらわれへんかったら調整区域の人は怒らはんで。これは税の公平性に欠けるでと思った。そんなことないと、山崎総務部長はそうおっしゃってるけども、今後、これから始まるこ

とやねん。これから始まるねん。人口が減っていったら余計そうなってくるねん。私はそれを危惧するよ。

そやから、その件についてね、超過税率の現在において、この立地適正化計画を策定された、そこら辺のことね、行政間でよく検討してもらわれへんかな。税金、住民税は固定資産税皆払ってるから、それは税の公平性はそれでええやん。けれども、インフラ整備するに当たって、調整区域は遅れまっせというふうなニュアンスやんか。法律ではそうなんねんで。何考えてんねんと思った、僕は。そやから、そこら辺どうやろう、その超過税率についてな、それするんやったら、そのままやったらそのままでええやんか、例えば。その代わり、調整区域の人にはインフラ整備を公平に、市街化区域でもやってもらえますか。ここで、できるやったらできると返事してくださいよ。大きな答えやで、これ。町長に云々やけど、まだこの話はこれが入口やから、中身ね、いろいろ今後のことあるから、そこら辺の都計審の策定されたことと将来のインフラ整備の関係、社会資本整備交付金の関係、調整区域にお住まいの方々の、要するに道路とか狭隘な道路とかいろんなどこあるわけやんか、調整区域は特にな。そやから、そこら辺のことも鑑み、内部でちょっと協議してもらえませんか、どうですか。今、返事くれと言うてへんで。

○議長

総務部長。

○総務部長

馬本議員の御答弁させていただきたいんですけれども、先ほども私ども、平群町の住民の皆様方がお住まいの区域ということに関しましては、市街化区域、市街化調整区域分け隔てなく、町全体として、皆さんに安心してお住まいになっていただけるような形のまちづくりは努めてまいりたいと思っております。

そして、議員がお述べのとおり、こういったことは、確かにすごく将来にわたって重要なこととなりますので、それはもう庁内で連携を取りながらですね、まちづくりに向けて、財政面も含めて取り組んでまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

そやから、すぐに答えくれと言っていないからな、内部で協議してください。

それと、あなたね、調整区域に住んでおられようが市街化区域に住んでおられようが分け隔てなしって、建前言わんといてな。やってることと建前と違う

やんかということで私は思ってんねんで。そういうことやで。やってることと建前と違うねんで。そやからここで質問してんねんで。調整区域に住んでる人は補助金取られへんかったら町単100%になったらどうするの。狭い道でも修理もしてもらわれへんやんか。税金は一緒にかけてんねんで。超過税率でかけてんねんで、勘違いしたらあかんで。そやから、今後内部で、町長、町長にまだ返事もらわれへんから、担当課としてちょっと一遍、これは大きなことやから、あんた、皆さん調整区域でもお金ちゃんと対応しますと言ったって、なかったらできへんがな。そやから、よう考えて、それと策定委員会の、この間、都計審あったことの結論ね、出しはってんから、もうそれに鑑み、要するに僕は、あの都計審は非常に僕にとっては、思ったで議員としては、超過税率出してるのに何てことをすんねんとわしは思ったで。そりゃそうなるやん、わし、調整区域に住んでるから。

部長、内部で協議してもらえますか、どうですか。また、この点については、ですよ、ある程度の時期になったら一般質問するよ。この本会議でこない言うてんやから、いいかげんなことちゃうで、これ。生半尺なこととちゃうねんで。この間、都計審で議員がみんな認めたってことになってんねんで。わしも反対はせえへんかったけど、結論的になったらそうになっていくねや。そこら辺、どうか。人間、勘違いもするときもあんねん。そこら辺、僕の見方はそう思ってんねんで。内部でそれ、ちょっと超過税率と、今言う、今度のインフラ整備の今後のまちづくりと調整してもらえますか、協議していただけますか、どうですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

超過税率と、そのまちづくりの部分というような形については、即連携はします。そして、やはり今おっしゃっていただいたように、やっぱり財源というのは必要になってきますんで、財政危機改善計画ですね、そちらのほうの遂行もやりながらですね、皆さんが安心して暮らしていただけるようなまちづくりをつくるよう内部で、どのような形で協議していくかというのは、ちょっとそれ自体から検討して協議は進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

馬本議員。

○12番

まだ分かってくれへんのかいな。僕は超過税率とまちづくりはどうやねんと。

それは、あなた方が出しはった方針は市街化区域だけ、要するに今度つくりましたよと。それには補助金持ってくる、インフラ整備の補助金を該当しましたよと。そのための計画を策定しましたよということや。

僕らは調整区域に住んでるわけや。調整区域に住んでる人は超過税率出してんねん。それも公平にやってもらえますかと、こう言うてんねん。これは大きな話やで。僕は都市計画税を回答せえとか言うてんちゃうねんで。まずそれからや。その何で緊急財政、そんな話言うてないねんで。内部で協議するやったら協議すると言うてくれはったらそれで結構やし、分からへんかったらもう一回、議会これ、同じこと何回も繰り返さへんから、もう分からんのやったら、僕の質問内容はこうやでということ言うて、それだけのことや。内部でちょっと協議してもらえますか、部長。

○議長

総務部長。

○総務部長

先ほどの答弁と同じような形になってしまうかも知れませんが、まず、町行政の基本というのは、原則というのは公平性ということになりますので、そういったまちづくりについても公平性を保つような執行ですね、行政運営というものはやっていかないといけないというのは、これはもう変わらず今までやってきたことですので、そういったことをどういった形でできるのか。立地適正化計画の誘導部分というのはそういったこともあるかと思えますけれども、内部では、すみません、ちょっとどのような形で協議すべきかというのは、今ちょっとお答えできるのは難しいんですけども、その辺も踏まえて協議は行ってまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○議長

馬本議員。

○12番

言うてる趣旨分かってないな。その作成することによって公平性なくなるよということを言うてんねんで、インフラ整備について。何で分からへんの。自分らがそれ出したんちゃうんかいな、都計審に。僕らチェック機能や、審議会のメンバーや、僕も。そやから、公平性を保つようにって、保たれない可能性があるよと言うから、僕は危惧して、今日質問してんねやから。ちゃうの。

今後は、調整区域のところと市街化区域のほうは市街化区域にインフラ整備で国の補助金がどんどん入ってくるよと、ようなるよと。調整区域はちょっと後回しになるよと。そやから、そういう地域の区域を立地適正化区域をつくり

ましようとなったんちゃうかと言うてんねん、この間の審議会。そうやろう、見方によっては。そやから、公平性ではないと言うてんねん。それを危惧してから、今日ここで質問してんねけど、趣旨分かってくれへんか。その代わり、何て言うかといったら、超過税率、市街化調整区域の人も出してるやん、課税してるやん、自分ら。税金払ってるやん。そやから言うてんねん。それをよく考えて、これは大きな問題やから、常に今後、今後の問題やで、これほんまに。公平性を保たないような政策をしてるということを言うてんねん。まだ分からへんのかな。そやから、公平性を保つような政策をしてくださいよという指摘してんの。御理解していただけましたか。

○議長

副町長。

○副町長

何回も同じような答弁で申し訳ないんですけども、立地適正化計画というのは、議員さっき述べていただきましたように、人口減少や高齢化の進展に伴って、都市の衰退に対応するために、そういったことがあるので、医療、福祉、商業、行政施設の様々な都市機能を集約してコンパクトな都市機能に転換しましょうという、これは国の政策でございます。そのことで補助金がつきますよと、そういうことだと思っておりますけども、これは平群町もそういう政策を策定したということでございます。

その中で、居住誘導区域、それと、それ以外という区域分けをさせてもらったと。計画そのものは20年先を見据えてというふうになってるというふうに思っておりますけども、かなり長期にわたる計画であると。ただ、一方で、デメリットとしまして、先ほど述べていただいたように、居住誘導区域外のインフラが遅れる、これが一つ。それと、地価が下落する、こういうことがございますので、このことについては、先ほども部長が言っておりますように、どのように公平性を担保するか、このことについては、しっかりと内部協議をしてまいりたいと思っておりますので、その辺のところ御理解を頂きたいと思っております。

○議長

馬本議員。

○12番

そういうことやねん。コンパクトシティと。そやから、今言うたように、調整区域のところは地価下がる。そういうことやろう。インフラ整備も遅れる。デメリットや。僕らは、税金かけてなかったら何も言わへん。自分らは超過税率、調整区域もみんな取ってるやんか。そやから僕、言うてんねんで。そうやろう。わしらの言う住民、これ聞いてたらどう思うか。当たり前と言うで。税

金だけかけて、今度、そういうコンパクトシティをつくるにおいて、不公平な政策や。そやから、税と、僕はコンパクトシティの話はよう考えて、今度内部で協議してくださいよと。副町長がそういうふうに御理解していただいたんで、副町長、内部で今後、協議のほど、よろしくお願いします。住民にとって公平なるまちづくりをひとつ協議していただきますようお願いいたします。

僕はこれで結構です。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、歳出全般に対する質疑を終わります。

続きまして、一般会計歳出の各款ごとに審議したいと思います。

議会費についての質疑に入ります。37ページから38ページまでです。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、議会費に対する質疑を終わります。

続きまして、総務費に対する質疑に入ります。38ページから55ページまでです。関議員。

○1番

46ページなんですけれども、委託料のところの電算委託料。クラウド化に代わるものの電算委託料かと思えます。これについて、ちょっと詳しく御説明をお願いいたします。

○議長

吉田総務防災課参事。

○総務防災課参事（吉田尚起）

電算委託料なんですけども、今回1,000万円計上させていただきました。こちらのほうは、クラウド型の被災者支援システムとなっております。クラウドシステムから住民データのバックアップを用いて被災台帳などをすぐに作成するというものであります。そして、被害に遭った家の一括登録により、建物調査の判定結果の管理、これにより、罹災証明、被災証明の迅速な対応ができ

る。また、災害時の備えとして避難行動要支援者名簿の作成や更新、被災支援の基礎となる名簿の情報を一括管理できる。そして、個別避難計画にもつながっていきます。各分野ごとに情報共有ができる機能であり、システムであります。災害時や事前の準備として、円滑に作業を進める上で必要なシステムと考えております。

今回、サーバー費用としまして、初期費用、電算委託料で1,000万円。そして、その下にソフト使用料がございまして、こちら、毎年のランニングコストとしまして、クラウド型の被災者支援システムのソフト使用料37万円を計上しております。

以上です。

○議長

関議員。

○1番

ありがとうございました。

去年私が一般質問で被災者支援システムについて質問させていただいたときに、クラウド化も考えて、この先、考慮していくというふうにおっしゃっていたのがこれなのかなというふうに思いました。

以前に使っておられた被災者支援システム、同じネーミングですけれども、J-LISさんのほうのを使っておられましたけれども、あれは今はどうなってるんでしょうか、お尋ねします。

○議長

吉田総務防災課参事。

○総務防災課参事（吉田尚起）

今のJ-LISの被災者支援システムなんですけれども、実際、そのシステム自体は機能はしておりません。

以上です。

○議長

関議員。

○1番

少し前に、10万円給付のときに、すごくあのシステムを使って平群町役場がすごく有名になって、いろんなところから取材が来たと、私聞いておりましたけれども、あれはもう、あれから更新はされてなかったということですかね。分かりました。

あのときにも、後任の方がなかなか引継ぎができなくて、更新もされずにそのままやったというふうに私、聞いてたんですけれども、今度のこのクラウド

型におきましては、人事異動って、よく役場の中、ありますけれども、誰が来ても使えるものになってるのでしょうか、お尋ねします。

○議 長

吉田総務防災課参事。

○総務防災課参事（吉田尚起）

すみません、今現在使用しているシステムにつきましては、かなりの専門知識が必要となります。今後、令和8年度予定のクラウド型の被災者支援システムでは、職員が誰もが使えるように研修等を行って行って、すぐに即座に誰もが使えるような体制として使用していきたいと考えております。

以上です。

○議 長

関議員。

○1 番

ありがとうございます。どなたが来られても使えるようなシステムであることを願っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。稲月議員。

○6 番

今の46ページのちょうど真ん中かな、工事請負費ということで、非常用ポンプ、災害用のポンプの設置ということで、今年度初めてつけていただいたということで、87万7,000円ついてるんですけども、場所とか、何か所か、個数ですね、その辺ちょっとお聞きしたいです。

○議 長

吉田総務防災課参事。

○総務防災課参事（吉田尚起）

設置工事なんですけども、文化センターのほうに災害用のマンホールトイレがございます。そちらの横に手動式のポンプ1基をつける予定をしております。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。森田議員。

○11 番

45ページの自治振興費のところなんですけども、金額はいいんですけども、その基になる自治会員の推移が分かりましたら。非常に今、組織率が低下するというふう聞いておりますので、その資料をできましたらお願いできませ

んでしょうか。

○議 長

寺口理事。

○理 事

今、森田議員の要求されました資料につきましては提出させていただくようにします。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。馬本議員。

○1 2 番

僕、予算のメンバーに入っておりませんので、今日ここで聞かさせていただきます。

今、森田議員お尋ねの件ですねけど、その積算根拠でね、今度、世帯数、何世帯を予定された予算になってますか。

○議 長

まち未来推進課長。

○まち未来推進課長

予算書の45ページの自治振興費のほうの自治会運営費補助金の積算の根拠についての御質問です。

根拠としまして、世帯割分としまして6,800世帯で、自治会の均等割としまして40自治会ということでの積算をしております。

以上です。

○議 長

馬本議員。

○1 2 番

8,000世帯そこそこあるわけやけど、大方千二、三百の世帯が抜けてるわけや。何で抜けてんの。

○議 長

寺口理事。

○理 事

この数字につきましては、自治会より毎年、自治会に加入されている数字を10月1日に頂いてるところです。その数字を基に運営補助金のほうを支援させていただいてるところです。

以上です。

○議 長

馬本議員。

○ 1 2 番

例えば、空き家とか、カウントは、それはしてるかしてないか知らんよ、自治会が。自治会ね、ちょっと調べたら、大体何%や、ここに僕、データ持ってんねけど、基本的に、先ほど言うた千二、三百の人が自治会に入っておられない。けれども、防犯灯維持管理、よう聞いてね、道路愛護デーじゃないけど、道路の維持管理。それと、完全に空き家と思われている、近所にみんな迷惑かけてはるとこの、おそらくそれもカウントはしてないやろうと思う。そういうもんは誰が、これから人口減っていくねん。自治会はやっぱり運営してもらわなあかんねん、きちっと。そのためにも、8,000世帯のカウントはすべきちゃうんか。僕はそう思うよ。

自治会の会員さんも、自治会自身が小さくなっていくねんで。それも、大きさは変わらへんで。理事会に入っておられない方、1,200人ほどいはるねんと、そんな人は抜きまんねんと、それはちょっと失礼やろう。自治会というのはボランティアやで、基本的に。

あのね、僕が入ったときに、ある町長がおっしゃってた。自治連合会の総会の議決権は、議会に次ぐ議決権と私は尊重してますと、ある町長はおっしゃった。それだけ自治会というのは大事や。自分ら、思ってくれなあかんねんで。ちょっと、まだその予算は6,800世帯やから、そんなデータ、カウントしておられるということやけど、そんなん、言うて悪いけど、今度消火栓もつけに行く。消火栓は消火栓でよろしいと思ってた。今度、消火栓の備品、さらで買うとき2分の1とちゃうの、設置するときは。あと、ホースがあかんようになりました、買い換えます。3分の1とちゃうの、町は補助金持つの。火事があったさかい、あんた自治会入ってないからって、その分、応援に行かへんのかいな。そんなもんとちゃうで。やっぱり自治会の方に負担かけたらあかんで、あんまり。そのためにも、財政的にはそこの地域全員をカウントして、行政というのはみんなで守ってください。入っておられない、入っておられる、これは別として、入っておられる自治会の方々についてはその地域を守ってほしいということで、そこの自治会長がおっしゃる数字の世帯数じゃなしに、住民基本台帳にある世帯数でも構へんやん。それをもってこっちから対応していくのが筋ちゃうかというふうに思うんやけど、今回の予算はそれで計上してはるみたいよ、6,800としてはるみたいやけど、今後、検討課題にしてくれへんか。いや、もう検討できませんやったらできませんでも構へんけど、そこら辺はどうですか。

○ 議 長

寺口理事。

○理 事

運営補助金の内訳としましては、均等割ということと世帯割というその二つ、2種類があるわけなんですけれども、基本、均等割につきましては、世帯数に関係することなく共通する経費ということで、自治会の美化作業等ということで、内訳として算定させていただいているところです。ただ、今議員のおっしゃられてる内容については、その世帯割のこともおっしゃっておられるのかなというふうに思いますので、これにつきましては、近隣の動向とかいろいろ見ていく中でも調査研究等してまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

馬本議員。

○12番

あなたね、均等割6万円、人口が50人しかおいでない集落、自治会も6万円。1,000人おいでになる集落の自治会も6万円。それで、小さいところも関係ないですよと、平群町はちゃんと対応しますよというてるんやったら、言うてることと話ちゃうでと言ってんねん。それやったら、世帯割も基本台帳のとおりでいかなあかんのちゃうかと、こう言ってるわけや。今後検討して、検討していただいたけど、予算案も入ってるからね、今後の検討課題とすると言うてくれはったから、均等割はきちっとしてる割には世帯割はしてないよというのは僕の話やから、検討しますということは、近隣市町村も聞いてください。

恐らく市町村によって皆違うと思う。けれども、平群町独自の政策してください。お願いします。

○議 長

ほか、ございませんか。植田議員。

○7番

資料請求だけお願いします。

去年は追加で出してもらってたんですけども、災害時における協定書の内容ですね、その一覧を出してもらってたと思うんですが、今回もそれが最初の資料の中になかったの、今後、ちょっとこれは最初に出していただく予算資料として出していただきたいなというふうに思いましたので、それも含めてお願いいたします。

○議 長

吉田総務防災課参事。

○総務防災課参事（吉田尚起）

今、御指摘ございました防災協定の一覧表、追加で出させていただきます。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、総務費に対する質疑を終わります。

ここで説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議長

続きまして、民生費に対する質疑に入ります。56ページから75ページまでです。岩崎議員。

○3番

予算書56ページです。下のほうの社会福祉協議会運営費補助金2,000万円のところです。

2月の全協で、社会福祉協議会の補助が少し減るという説明があったのかなというふうに思うんですけども、前年度2,700万円ですので、約25%が減ってるということで、住民さんに影響があるかないか。あるんだったら、どのような影響があるか教えてください。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

ただいま社会福祉協議会の運営費補助金についての御質問でございます。

例年2,700万円の、ここで補助金を計上させていただいておりますのを、今回2,000万円ということで減額になっております。この項目における補助金が2,000万円に減額にはなっておるんですけども、そのほかに、今まで社会福祉協議会が担ってきました地域福祉に関わる事業が国において補助金化されましたので、その部分について、補助事業として、別組みで予算を組んでいる部分。また、災害時には社会福祉協議会が災害ボランティアセンターの設置の拠点になりますので、それに関わる、今現在でも整備に関わる事業を実施をしておるといふ部分も、これも補助対象になったということがありましたので、まず1点目の、今まで社協が担ってきた地域福祉事業の中で、補助

事業として今回組替えとなった部分につきましては、児童福祉費のほうで予算化をさせていただいております子どもの居場所づくりのコーディネーターの設置ということで、その部分を社協への委託料ということで650万円。今見ていただいている56ページの社会福祉協議会運営費補助金の2行下に災害ボランティアセンター等機能強化、これも補助金でございますけれども、50万円ということで、その650万円と50万円を合わせて700万円がそれぞれ、もともと2,700万円だった部分が振り替わっているということで御理解をお願いしたいと思います。

○議 長

岩崎議員。

○3 番

ありがとうございます。住民さんにとってはプラスの影響が多いというふうに認識してよろしいのでしょうか。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

住民にとって不利益があるというわけではございません。まして、子どもの居場所づくりという部分で事業化をして、明確化をして事業を行うということについてになれば、逆に住民にとってはメリットになるというふうに理解しています。

○議 長

岩崎議員。

○3 番

ありがとうございます。私の勉強不足でした。安心しました。すみません、ありがとうございます。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。植田議員。

○7 番

すみません、資料請求です。

これも、去年は追加で出してもらった分だと思っておりますけども、こども園のクラス別園児別及び職員配置の一覧表を出していただきたいというふうに思いますが。これもできたら、最初の資料のときに一緒に取込みをね、今後はやっぱりしていただきたいなと思います。その点、よろしく。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

ただいま植田議員より資料請求がありましたこども園の職員の配置についての資料につきまして、お出しをさせていただきます。今後につきましては、当初の資料ということでもお出しをいたしますので、お願いいたします。

○議長

ほか、ございませんか。関議員。

○1番

62ページの44、バラ色サポート事業費、すごいネーミングがついててびっくりしましたけど、すばらしいネーミングが。これについて、ちょっと詳しく教えていただけますでしょうか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

バラ色サポート事業費ということで、今回新たに設置させていただいた項目でございます。こちらのほう、今、補助申請のほうに手を挙げておまして、採択をされたら実施させていただきたいという事業になっております。こちらのほう、目的としましては、高齢化が進む平群町におきまして、身寄りがない、周囲に頼れる人がいないという独居の高齢者等が増えていくということが今後想定される中で、現状把握というのが困難な問題でもありました。その対象者の概数把握と、その方たちが必要としている必要な支援のニーズの掘り起こしを行いたいと思っております。また、ACPに対する理解の促進や、終活への前向きな意識づけ等、制度化とかもしていく糸口というふうな形でさせていただきたいと考えております。

○議長

関議員。

○1番

ありがとうございました。先日もACPの研修会が文化センターでありましたけど、本当に大事なことだなと思っておりますので、採択されれば、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長

森田議員。

○11番

61ページのところの使用料及び賃借料の件ですけども、土地借上げで、プ

リズムのところの借上げだと思うんですけども、決算のときにも他の議員から質問があったと思うんです。具体的に、いつ誰がどんな交渉をされたのか、報告書を求めます。

○議長

健康保険課参事。

○健康保険課参事

森田議員の資料請求の件についてお答えをさせていただきます。

交渉記録、一部という形になるかもわかりませんが、お配りのほうをさせていただきます。

○議長

馬本議員。

○12番

56ページ、ちょっと聞きますけども、三室園の老人福祉施設三室園運営負担金に2,320万2,000円、去年より28万3,000円増額されてる。それはそれとしてね、まず基本から教えて。この補助金は、ここの組合でやってる割当て、負担金やな。負担金は何をするお金ですか。ここには二つあるねん。二つあんねんで。要するに、養護老人ホーム、これはあるわけよ。65歳以上で経済または生活環境の理由で困窮し、自立して生活できる方となってる。その方は、その予算としたら、ここに、61ページに老人福祉施設措置費ということで計上されてんやろう。これ、お一人と聞いてんねけど、これなのかな。原則65歳以上で介護認定3以上の方の特養なのか、この設立及び今、これ、どっちに該当するの、このお金。というのはね、7か町でね、相当なもんやで、これ、合計。1億6,624万円な、これ令和8年度予算な、たしかそうなってるね。そのうち平群町に2,320万2,000円計上されてんねけどね、これどっちですか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

三室園組合への運営負担金ということで、こちらの負担金につきましては、三室園組合への運営負担金として支払っております。基本的には、町措置で入所していただく養護老人ホームへの運営負担金であると考えております。

○議長

馬本議員。

○12番

平成12年に介護保険法ってできたわね。そのときまでは措置やった。今は

個人の契約になってる。入所しはる個人がその施設と個人で契約すんねん。これ、このお金、いや、ぐんぐん下がっていくんやったら分かるけど、これまた上がってんねん、これ、負担、平群町。ほんならこれ、ほんまは措置のほうへする負担金とちゃうのかいな。もしも契約やったら別やで。施設ようけあるよ、特養。全部しやなあかん、補助金となってきたらどうやの。いや、そうなるよ、法的に。介護保険法は平成12年にできてんねやから。いいかげんなこと言うたらあかんねんで。これ、難しい問題やで、これ。

というのは、その三室園組合でみんな入ってるわけやんか。何で言わへんのか。あくなみ苑もどないしたん。自分ら言うたやんけ。1億円つけてお渡ししたんちゃうの。その金、どこにあった金や。それはもう済んだことは言えへん、これは運営のことやから。

そやから、2,300万円、今度お支払いするけども、これは措置に払うねんなどということを聞いてんねや。個人契約とちゃうやろうということを確認してんねや。それだけのことや。どっちやねん。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

三室園の負担金でございます。

今議員おっしゃっていただきましたように、平成12年に介護保険法が創設をされまして、それまでは特別養護老人ホームも養護老人ホームも町が措置をするという措置の制度でありました。その時代のときに、この三室園組合として養護老人ホームと特別養護老人ホームを7町で設立をした。その際に、負担金として負担をしてきたと、そういった経緯がございます。

ただ、今議員おっしゃっていただきましたように、12年に介護保険法が創設されまして、措置から契約にということで、それぞれ社会福祉法人が特別養護老人ホームを運営をして、独自で契約に基づいて施設と個人の契約で運営されているという流れで、もうかれこれ30年近く運営をしてきてるという時代の背景がございますんで、基本的には、先ほど課長答弁申し上げましたように、今7町が負担している負担金については、措置で運用されている養護老人ホームの運営に使用されるべきであるというふうには考えております。

以上です。

○議長

馬本議員。

○12番

これ以上あんまり言わへんけど、恥ずかしいで。血税やで、これ。勘違いし

たらあかんで。税金やで、これ。血税。僕がその施設してるから云々とか、そんな問題ちゃうねんで。これはする前からずっと言ってきたんや。これ、措置のほうちゃうかって。個人の契約のほうへするのおかしいやんか。するんやったら公平にしたらええやん。いろんなどころ、施設あるやんか。老健もそうやんか。グループホームでもみんなそうやんか。やっていることは、介護保険法に基づいてやってんねやろう。そんな施設、みんなにしたったらいいねん、補助金、何でここだけするねんとなったら、ここで平群の7か町の人しか入所されてないんやったら別ですよ。違うやんか。その垣根はあらへんやんか。そうやろう、なくなってるやんか。自分ら、担当課並びに町長、あんたも組合の会員さんやろう。何で言わへんねん、そこで。言うてくれへんねん、財政厳しいとって。僕ら平群、財政厳しいねんで。まして、下がっていくんやったらええけど、今度上がるやんか。考えられんわ。1か所処分して上がると、こんな失礼な話ないで。今まで負担かかってたところがなくなってんやんか、一つ、あくなみ苑。それが今度、にもかかわらず負担増って、この増の意味何や、ほんなら。五十何万円、今度増になってるわな。増の意味言うて。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

負担金増の理由でございます。

令和8年度予算におきましては、前年度比で28万3,000円の増となっておりますが、令和7年度の分担金における他町の人口報告誤りによる精算分14万円が加算されております。また、令和8年度より、三室園組合の一施設であったあくなみ苑が譲渡されたところではございますが、介護職員の報酬改定や定期昇給等による人件費の増加、物価及び光熱水費の高騰、また高騰の長期化による経費や委託料の上昇により予算が増額したというふうに聞いております。

○議 長

馬本議員。

○12番

また言わすんかいな。そうやったら、町長、ほかの人たちもみんな、7か町の町長、みんな面倒見たってくれたらええんや。三郷にだって2か所ほどあるやん、斑鳩にだって特養2か所あるやんか。安堵町にもあるやんか。ちゃうの。河合町にもあるで、王寺町にもある、上牧町にもあるやん。何でそんなそこへ傾注するの。基本的には、高騰と今、課長おっしゃったのは分かる。はっきり言うたらええねや。今の給料体系どうやの。公務員並みの給料体系とちゃうん

かいな。それ一遍はっきり言うてみ。それどやの。

ここらで経営してはる介護保険の介護士さんの給料、聞いたって。普通ちゃうで、安いのに、3Kやのに。にもかかわらず、今そこにお勤めになってる方、それはもともとそうやったんか知らんで。公務員並みの給料か。それ聞いてるねんけど、ほんまかうそか、それだけ返事して。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

三室園組合の職員さんの給料については、公務員に準じているというふうに聞き及んでおります。

○議 長

馬本議員。

○12番

そういうことや。僕もそない聞いてんねん。準じてるって。それはそれでな、もうこんだけ僕、言うたんやから、来年度予算、負担金、楽しみにしてるで、町長。町長、楽しみにしてまっせ。こんなことやってたらあかんで、ほんまに。よその施設、怒ってきはるで。介護保険法を適用する施設、何ぼあんの、平群だけでも。大分あるで。デイサービスのところもみんなそうやで。特養だけとちゃうで。そやから、今後考えてもらうように、よろしく頼みますわ、町長。また、担当者、よろしく、来年度予算楽しみにしてますので。これは公開になってるのかな、この会議は。どうやの。公開になってますか、それとも秘密会でやってはるのか、そこら辺教えて。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

三室園組合議会が設置をされておまして、開催されておるのは傍聴は認められていると、私、記憶をしております。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、民生費に対する質疑を終わります。

ここで説明員が入れ替わりますので、少しお待ちください。

説明員交代

○議長

続きまして、衛生費に対する質疑に入ります。75ページから82ページまでです。植田議員。

○7番

資料請求だけ。

資源ごみの関係で、ちょっと資料として欲しいんですけども、年度別の資源ごみの品目別の、できたらステーションごとが出たら出してほしいんですけども、売却額、これがどれぐらいなのかと、年度を追ってちょっと見てみたいなと思ってますので、すみませんが、よろしく願いいたします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

ただいま御請求いただきました資源ごみの年度別、品目別、ステーション別の売却額ということで、資料提出させていただきます。

○議長

ほか、ございませんか。森田議員。

○11番

可燃ごみの処理費が、生駒市に委託することによって大幅に金額が増えていると思うんですけども、それを分かりやすく7年度対比できませんでしょうか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

来年度から生駒市に一般廃棄物の処理委託を行うということで、7年度比較ということで、資料として比較する資料をお出しするということでよろしいでしょうか。お出しさせていただきます。

○議長

馬本議員。

○12番

生駒市におかれましてはね、平群町の一般廃棄物を受けていただいたということに対し、この場で厚く御礼申し上げます。生駒市の担当、誰がやるか知らんけど、平群町でできたらええねけど、生駒市でお願いしたということでね、長い時間かかった。それに関わっての担当課長、木崎課長もいろいろ御努力し

ていただきましてありがとうございました。

そこで、可燃ごみの1トンの処理料2万5,800円とか、それと機械の関係のね、建設費に関わってのお金とか、それから残廃の処分代とか、それから、それに対するフェニックスまで行く運賃とか、そういうやつ、いろいろ、森田さんが言うてはるように、資料として出していただきたいなと思います。

今後も生駒市に対してね、いろいろし尿の件も御迷惑かけてるし、今、今度ごみの件も御迷惑かけてるし、非常に生駒市にはこの場所で敬意を表したいと、感謝を申し上げます。

議長、それで結構です。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、衛生費に対する質疑を終わります。

2時40分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2時25分)

再 開 (午後 2時40分)

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

農林水産業費に対する質疑に入ります。83ページから86ページまでです。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、農林水産業費に対する質疑を終わります。

続きまして、商工費に対する質疑に入ります。86ページから87ページまでです。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、商工費に対する質疑を終わります。

続きまして、土木費に対する質疑に入ります。88ページから91ページまでです。稲月議員。

○6番

すみません、土木費のところになるのかどうかちょっと分かんないんですけども、害虫駆除の件なんですけど、この間、桜、梅とかのクビアカツヤカミキリ、特に公園とか街路樹とか、かなり対策を講じていただいたと、7年度もね。木を切ることも進めてくださってると思うんです。それについて、来年度、8年度の予算とかその辺、ちょっとよく分かんなかったんで、その辺、ちょっとあっちこっちに、住民生活課のほうにも関わるし、道路、公園にも関わるしということで、ちょっと計上をどこに見たらいいのか分からないので、その辺を教えてください。

それと、ほかにも新たな虫の被害、特に去年、7年度に、東山から鳴川路線かな、東山から、あの広い道路の街路樹、何やったかな、名前忘れた、カエデの何ちゃらかエデ、かなりの害虫被害で、ほぼ葉っぱを全部落としてしまっていて駆除されたとかね、そういう新しい被害も出てると思うんです。新しいというか、外来種の虫の被害なんか。その辺の、ちょっと資料か何かつけてもらったらありがたいなと思ってます。それと、どういう予算組みがされてるのかというのを教えてほしい。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

お問合せの件はクビアカツヤカミキリ虫のことだと思うんですけども、これまでも住民生活課と共同で対策を講じてまいりました。都市建設課の所管といたしまして、公園の樹木と街路樹の樹木、桜につきまして、伐採や薬の注入等を行っております。来年度も予算化しております、これは手数料という形で計上しております。詳細な内容につきましては、またちょっと資料を作成いたします。

2点目の都計西線の街路樹、モミジバフウの件かと思うんですけども、こちらにつきましては、樹木医の方に点検していただきました。その結果、直ちに枯れるようなものではなく、一時的な病気にかかっているということであって、

ちょっとこのまま経過を見てもよいというような見解を頂いております。

以上でございます。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

失礼いたしました。

次年度予算の予算科目なんですけども、道路につきましては、89ページの役務費の手数料の中にございます。この中には、手数料なんですけども、樹木の伐採等々も入っております、その中に、クビアカツヤカミキリ虫の被害に伴う伐採等も入っているということでございます。

続いて、公園管理費のほう、90ページになるんですけども、こちらも同じく役務費の手数料でございます。350万円のうち、約50万円をその伐採費用として見ております。

すみません、前後いたしますけども、道路のほうなんですけども、100万円を計上しております。

以上です。すみません。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

すみません、ただいまのクビアカツヤカミキリの木の伐採のことについてです。

私どものほうでも、これ、塵芥処理費のほうになるんですけども、こちらのほうで清掃センターの場内の木の伐採のほうを予算しております。科目としては手数料。手数料の中で、クビアカツヤカミキリの木の伐採で72万3,000円。

「何ページ」の声あり

○住民生活課長

すみません、80ページです。80ページの塵芥処理費、この中の役務費の手数料、この中に72万3,000円というのが入っております。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。岩崎議員。

○3番

土木費の道路橋梁費、道路新設改良費の維持補修工事ですか、ちょっと、歩道の中にある植え込んでいる木は行政が管理しているというふうに承知はしてるんですけども、土の部分にふれあいボランティアの会の方が花を植えているというところなんですけども、ちょっと御高齢で、花を撤去しなくちゃいけないということで、残りの土の部分の管理について、ちょっと教えていただきたいなど。分かる範囲で結構です。歩道です、場所は。分かる範囲で。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

歩道の中でしたら町道敷きになりますので、町管理となります。一部、ボランティアの方が管理されている部分がもし何らかの理由でできないということになれば、町が管理をしていくということになります。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。森田議員。

○11番

90ページの公園管理のことなんですけども、これは都市公園のことを指していると思うんですけども、地区公園、各自治会の公園はここじゃないと思うんですけども、夏場に雑草が繁茂していると思うんですけど、よく見かけます。ほとんどの自治会では公園があるわけなんですけれども、それは何か自治会と協定があるんでしょうかね。もしあれば、この項に当たるかどうか分からないんですけども、非常に繁茂してですね、犯罪も起こらなければいいんですけども、非常に見苦しい。お子さんがもういらっしゃらなくなって、公園が利用しなくなっているというのはよく分かるんですけども、その管理か何か、そういう自治会と協定を結んでおるのであれば、資料があれば提出いただきたい。資料がなければ結構です。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

自治会内にある街区公園といいますけども、そちらのほうにつきましては、遊具とか施設については町で管理しております。何か不備がございましたら、遊具等につきましても、町が管理しております。ただ、日常管理につきましては、主に草等の管理につきましては自治会さんのほうにお願いしておるところです。また、それは環境愛護デーと併せまして、町のほうも収集に回ったりしておりますので、そういった形で御協力をお願いしているところでございます。

協定等は特に結んでおりません。

「資料ないの」の声あり

○都市建設課長

資料等についてはございません。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。馬本議員。

○12番

90ページのそこで、補助金及び負担金で都市計画総務費の中で、老朽空き家等対策補助金、50万円組んであんなけど、これ、予定してるところあるの。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

この老朽空き家等対策補助金につきましては、特定空き家に認定した物件につきましての解体補助金というふうになっております。櫛原に2件認定している物件があるんですけども、1件分の50万円を計上しているところでございます。

以上です。

○議長

馬本議員。

○12番

それは前の話や。あなたね、法律変わって、管理不全空き家という要綱をつくらへんかったか。どうやの、今、平群町できてのちゃうの。ということはね、管理不全空き家の要綱をつくりながら、特定空き家になるまで待っとくんかいな。この、今の櫛原の話の2件は前から出てる話やんか。ほんなら、その経緯を一遍言ってくれたらええわ。前から出てる話やったら、自分とこのこうこうして特定空き家、櫛原に2件あんなよって、どういう今までね、こうこうでこぼってくださいとか、いろんなん言うた。一遍言うてごらん。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

すみません、これまでも文書で通知とか連絡をさせていただいてるんですけども、なかなかちょっと解決に至ってないということでございます。

以上です。

○議長

馬本議員。

○12番

僕、また将来一般質問するけどな、管理不全というものの要綱ができた以上、審議会もできてるわけやろう。そのそこで、特定空家にはならないようにしようという一つの防波堤ができたんちゃうの。にもかかわらず、それができる前やったら話分かるわ。できてるのに、何でこんな予算計上するの。あなたの論法おかしい。それするんやったら、特定空家に、管理不全空家にこうこうして、ある程度出して、僕が言うてたように、今度それを改定する一定の補助金とか、また議会の総務建設委員会でもどこでもええからな、全協でも構へんから、そういう提案すべきとちゃうか。特定空家にするまで待つてんのかいな。そこまでの、近隣の住民、どんだけ迷惑するの。そんなこと考えたことないか。今まではよろしいで。ほんなら、管理不全空家ってつくったの何でや。言うてごらん。趣旨目的言うて。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

議員おっしゃるとおり、特定空家になる前段階の管理不全空家というものができておきまして、12月議会におきまして条例のほうの改正をさせていただきました。また、その管理不全空家に対する補助につきましても、先般の一般質問でも御質問いただきました。今、他の自治体の状況も調査しているところでありまして、また、空き家対策協議会の御意見も頂きながら、改正に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

馬本議員。

○12番

何できつく言うたのはな、管理不全空家の審議会において管理不全空家と認められたら、固定資産税200平米、6分の1の免除はなくなるのちゃうの、減免措置。ちゃうの。それだけきつい管理不全空家の条例改正、空き家に対する条例改正あったんやろう。それに、まだそれ待つてんのかいなというふうになるで、これ、この予算計上の仕方は。失礼やで、予算計上の計上の仕方。そう思わへんか。

審議会で、これは管理不全空家と認定しますと言われたら、税務課は、20

0 平米、6 分の 1 の課税軽減措置がなくなるんちゃうの。そういうふうにはできたんちゃうの。条例そうだったんちゃうの。それに、ここへ、まだ管理不全空家に対する補助金とかいろいろできたのも、これは別やけど、特定空家の撤去に対するというのは、ちょっとあんだ、おかしいで。できる前やったら別やで。だから、今後こういう計上の仕方云々は、それはあんだのやり方やけども、執行しやへんかったら、予定見積りは見積りやから、予定は未定でええやん。けれどもね、そういうやつに手紙も出して、何回も督促状とかな。知らんで、早うこうしなさいと言うて聞かはれへんねやろう。あとは地主の責任やんか。所有権者の責任やで。俺はそう思うで。そやから、今後計上するのも、予算計上の仕方もな、こういうことはちゃんと条例に合うたように計上してな。頼みます。

議長、結構です。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、土木費に対する質疑を終わります。

続きまして、消防費に対する質疑に入ります。92 ページから 93 ページまでです。ございませんか。森田議員。

○11 番

以前から問題になっておりました消防地域弱点の解消のプランが一向に出てこないですけども、それはいかなってるんですか。全然以前の執行状況ができてないわけですね。今年度の予算も上がってないんじゃないかなと思うんですけども、その辺についどのように考えてるのか、資料があれば資料を出してください。

○議長

吉田総務防災課参事。

○総務防災課参事（吉田尚起）

以前からちょっと議員のほうから消防弱点地域のお話を頂いてるんですけども、消防庁による消防水利の基準というのが令和 6 年に改正をされまして、基本的に、平群町の消防弱点地域というのは 65 ミリの水道管が入っている地域を弱点地域というふうに申し上げてました。消防水利の基準の改正がございまして、65 ミリでも水利は確保できるという観点から、弱点地域ではないです

よということで通知のほうがございました。

ただ、平群町としまして、消防活動が遅れるとか迅速な対応できない、そういった状況は絶対起こってはいけないので、我々として、消防活動困難区域というのをちょっと指定していきたいと考えております。消防活動困難区域というのは、住宅地内の狭い道路を消防車両、緊急車両が入れないときにどういった対応をするかというのを広域消防と協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、消防費に対する質疑を終わります。

ここで説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議 長

続きまして、教育費に対する質疑に入ります。94ページから118ページまでです。植田議員。

○7 番

すみません。資料請求だけ。

これも去年、令和7年度の追加資料で出してもらったんですが、県内公共図書館の蔵書冊数の一覧、予算費用、資料費用なんかも含めて書いてあるんですけども、これを出していただきたい。今後、やっぱり最初の当初の資料の中に入れていただきたいということは要望しておきたいと思うんですが、どうでしょう。

○議 長

教育部長。

○教育部長

資料請求です。図書館の蔵書冊数の一覧ということで、昨年出したやつを出させていただきます。また今後、当初のほうに入れるようにさせていただきます。

○議 長

ほか、ございませんか。森田議員。

○11番

どこに入ってるかちょっと分からないんですけども、中央公園のサブグラウンド、使用状況分かりませんか。私の知る限り、割と私、中央公園に行くんですけども、ほとんど利用してない。利用状況、二、三年、どんなような状況で利用されてるのか。振興センターの報告書に出てたかもわかりませんが、サブグラウンドに限ってどのように利用されてるのか。それに加えて賃借料が発生しておりますので、その辺が資料があればお出しただけませんかでしょうか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

中央公園のサブグラウンドということです。

こちらの施設につきましては、中央公園内の体育施設ということで、教育委員会のほうで管理をしております。こちらの施設につきましては、特に利用許可を出して使っていただくというよりか、広場的なところで自由にそこでボールを投げたり、バット、公園内ではできないような行為をしていただいたりとか犬の散歩に使っていただいたり、また、グラウンドのウォーミングアップの場所として利用していただくという形で、特にちょっと利用状況という形でお出しできるような資料はございません。申し訳ございません、よろしく願いいたします。

○議 長

ほか、ございませんか。馬本議員。

○12番

ちょっとこれ教えてほしいんです。96ページ、全国大会出場補助金、これクラブのことだと思うけど、地域の運動団体、そっちにあったね、そういうので全国大会で20万円計上してるのか教えて。どういう団体ですか。これ、中学校やろう。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

全国大会出場補助金ということで、議員おっしゃられたとおり、中学校の部活動に関わる全国大会に出場した場合の補助を渡すということでございます。もちろん、地域クラブになりましたら、土日の大会につきましては地域クラブで参加するので、中学校のクラブ、主に運動部のほうは対象にならないかと思

いますが、一応文化部のほうもございますので、今回ちょっと同額ではございますが、一旦予算計上のほうをさせていただいております。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

この間、くまがしクラブでおっしゃったんちゃうかな、教育長。中体連かな、それは奈良県内で試合はできるけども、地域のクラブになったら全国どこでも行きますよと、こうおっしゃったね。たしかそういうふうに記憶してんねけど、間違いやったら間違いと言ってくださいよ。ということは、どこのクラブか分からへんけど、中学校のクラブで、そういう協会へ入るんですか。

○議長

教育長。

○教育長

まず、地域クラブになった場合も、いわゆる奈良県の中体連の主催大会には、これは出場が可能です。種目によりますと、奈良県の中体連の夏にある大会が近畿、全国というふうに、これはつながっていきます。それと、全く地域クラブで、いわゆる協会サイドが主催する大会、それに県の中体連が共催的にする大会、そういった大会にも出ることは可能となっています。

○議長

馬本議員。

○12番

平群町はどっちですか。この間言うてはったのはね、こっちで補助金を900万円ほど予算計上されてるけどね、指導員の関係でね。地域クラブ、今言うてはった体育のクラブじゃなしに、文化部のことの予算計上か。文化部も地域クラブにならへんのか。そのときの学校の先生方、要するに、教える指導員や。土曜、日曜、全国大会になったら日曜日行かなあかんわな、土曜日とか。そういうやつは一定の先生の校長の許可をもうたらいけるということやけど、そこら辺に対する補助金で、言うように、文化部だけ補助金出してスポーツのほうは出しませんよという認識かいな。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

中学校の部活動ということで、ただいま非常に移行の時期でございます。それで、平日残っているクラブ、文化部は3クラブありまして、こちらについて

は休日の活動がないということなので、そのまま中学校のクラブとして残る、地域クラブにはならないという形になるんですが、特に運動部におきましては、地域クラブという形で、土日の活動があり、土日にほぼ大会があるという状況の中、そのようなちょっと予算組みをしておりますが、執行段階でいろいろ再度内部で協議しながら、そこについては、あまり混乱を招かないような形で実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

馬本議員。

○12番

間違えたらごめんやで。卓球やろう、残るのは。三つのうちの残るのは卓球やろう。聞いてんねや。知らんと言うてんちゃうねん。それは、中学校のクラブとして残るのか。言うてはる話、全然違うやんか。知事さんはどない言うたん。知事さんね、県の知事さんですよ。令和8年度から地域クラブになりますよ。教員さんには働き方改革をちゃんと尊重しなさいというふうに出てたんちゃうの。ただ、まだ平群では、地域クラブ以外に学校のクラブとして残りまんねんな。それだけはっきりしてください、ここ。それがね、経過措置の3年間と言わしませんが、私は。その前に3年間あったんやから。あと3年か5年、ここにやりますというようなこと言わんといてな。その前に、この質問については、長良議員とかいろいろ議会でも質問してるんやから。その前に3年前からこういう話あったから、一般質問も取り上げていろいろ、僕も取り上げたことあるし。経過措置として延長したんか。そやから、まだ学校のクラブとして残すクラブと、地域クラブとしてするクラブと、そんなことするんかいな。それは正しいんかいな。

それと、このクラブでもそうやんか。あるクラブなんて、メンバーがそろわない。よその中学校と一緒に共同でやりましょう。一つの団体組織やで。そういうふうにも、地域クラブはそれできるわけ、やってるわけや。そこら辺はほんまにクラブ残るのか、ほんまにそれ、はっきり言って。まだ残るんやったら残ると言ってくださいや。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

すみません、説明不足で申し訳ございませんでした。

運動部というのは、全て休日の活動がありますので、地域クラブになります。もちろん、平日の活動は中学校のクラブ活動として残るんですが、休日の活動

は全て地域クラブとして活動していただきます。

休日の活動がない文化部においては平日の活動のみなので、休日の活動がございません。そのクラブについては、そのまま中学校の部活で平日行っていたと、いうちょっと説明でございました。説明不足で申し訳ございませんでした。

○議長

馬本議員。

○12番

それでは、先生は何時までそれを指導すんの。平日何時まで。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

活動内容につきましては、週4日、それで、2時間という形になっております。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

それはまたこっちで、また特別委員会で審議してもうたら結構やけど、平日はクラブ、その代わり、先生方はある程度の時間になったらもう帰りなさいと出てんのちゃうの。それは意思によって、その先生によって指導できると、そういうことを言いたいんやろう。ちゃうの。2時間といたら、そしたら、学校何時に終わって何時、学校の時間、オーバーするんちゃう、勤務時間。せえへんのか。平日やで。した場合、どうなるの、これ。

あのね、自分らここで議会で答弁してきはったのはな、教育長、地域になりますねんと、クラブ、全部なりますねんと。文化部もなります、運動部はもちろんなります。これから、先生のやっぱり健康も考えないかんねんと。働き方改革で、土曜、日曜は、校長が許可した場合は別として、それ以外は極力もう休んでもらいますと、休日は取ってもらいますというお話をおっしゃったんちゃうの。

僕の言うてるのはね、そうならばね、こんなん中学校が何か学校のクラブやな、これは中学校のクラブのことやと思うけど、20万円、全国大会とこう書いてるわけや。それやったら学校行事かと言ってんねん。そうなるでって。言うてる論法と、してること違うやんかというのが僕の考え方や。これに載せるということは学校行事やで、そういうことやで。それで取ってええのかという

ことやねん。それで、予算こうして計上してよろしいんですかと聞いてんねやんか。それやったら、もう地域クラブと言いなさんな。地域クラブもあるし、学校クラブもあると、そんなあほなこと言うたらあかん。経過措置は3年間、前もってあったはずやで。知事さんは、この8年度からちゃんとしなさいと、出てん違うの、通知。

そこら辺はもうこれ以上突っ込まへんけど、今度また委員会やったら委員会でも言うていただいても結構やけども、この件についてはね、僕も勉強をもう一回し直しますけども、こういう予算の計上のクラブがまだ残ってるというふうな計上の仕方は、僕はあんまり好ましくないと思うよ。全部、文化部も体育部も地域クラブに移行しますと、教育長、あなたのところ、おっしゃったじゃないですか。それが何で中学校の行事に出てくるの、予算。中学校のクラブの予算として出てくるんですよ、全国大会のこの補助金。言うてることと予算計上の仕方違うやんかというふうに見えるよと言ってんねん。これ以上突っ込まへんけど、今度また言う機会あるでしょう。そのときに、またはっきり答弁してもらいますよ。

それで結構です。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、教育費に対する質疑を終わります。

続きまして、公債費に対する質疑に入ります。118ページです。山口議員。

○8 番

ちょっと資料だけです。

今回出てる起債それぞれについて、初日もちょっと報告あったんですが、資料として、その充当率と算入率、なければいけないんですが、その一覧表で出していただけますか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

新年度の予算の発行の起債については、そのような形で資料、提出させていただきます。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、公債費に対する質疑を終わります。

続きまして、予備費に対する質疑に入ります。118ページです。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、予備費に対する質疑を終わります。

ここで説明員が入れ替わりますので、少しお待ちください。

説明員交代

○議 長

続きまして、一般会計歳入全般についての質疑に入ります。11ページから36ページまでです。森田議員。

○11番

昨年ですね、バイパス沿いに4店舗できたわけですけれども、その土地建物償却資産の課税額を、分かりましたらお教えいただきたい。4店舗だけで結構ですので。

併せてですね、それに伴う交付税が減額になるというふうに以前からずっと説明がありましたんですけれども、減額されるのは、具体的に分かりやすく資料をお出しいただけませんかでしょうか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

森田議員の店舗の部分と、そして、その歳入に伴う交付税の減額額というの、ちょっとなかなか、これが増えたから1足す2というような部分では、交付税というのは表現できるのは難しいんですけれども、一定ちょっと資料として、どういった形で出せるかもちょっと協議しながら提出させていただきます。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、一般会計歳入全般に対する質疑を終わります。

以上、議案第16号に対する質疑を終結いたします。

3時35分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時20分)

再 開 (午後 3時35分)

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

各特別会計、下水道事業会計の予算に対する質疑に入ります。

議案第17号 令和8年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、議案第17号に対する質疑を終結します。

続きまして、議案第18号 令和8年度平群町国民健康保険特別会計予算に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、議案第18号に対する質疑を終結いたします。

続きまして、議案第19号 令和8年度平群町下水道事業会計予算に対する

質疑に入ります。森田議員。

○ 1 1 番

先般ですね、予算案の概要説明が町長からありましたんですけども、そのところにですね、W P P P 導入可能性調査ストックマネジメント管路調査、修繕改修計画の年度別、いろいろやるというふうに書かれてるんですけども、その推進計画と費用等公費助成がどうなってるかというのは資料としてお出しただけませんかでしょうか。

○ 議 長

都市建設課参事。

○ 都市建設課参事

資料として提出させていただきます。

○ 議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、議案第 1 9 号に対する質疑を終結いたします。

続きまして、議案第 2 0 号 令和 8 年度平群町農業集落排水事業特別会計予算に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、議案第 2 0 号に対する質疑を終結いたします。

続きまして、議案第 2 1 号 令和 8 年度平群町学校給食費特別会計予算に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、議案第 2 1 号に対する質疑を終結いたします。

続きまして、議案第 2 2 号 令和 8 年度平群町介護保険特別会計予算に対する質疑に入ります。馬本議員。

○ 1 2 番

9期の介護保険の計画で3億円あった基金が、今度約、8年度末では2億円使って1億円残るんちゃうかと。目標は1億7,000万円、これは別としてね。来年度、第10期やな。これ。制定するに当たって、一定は、もう途中いろいろ3年間のやつを決めていただくんやけど、将来の展望をどう考えてんのか、10期。財政的に、被保険者にみんな大変な税金が課税しやんなやあっていかれへんちゃうかなというふうに思いますけども、そこら辺の認識、ちょっと言うてくれはらへんかな。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

9期につきましては令和8年度で終わりということで、来年度は10期に向けて、また計画の策定を行うということでございます。先ほど議員おっしゃっていただきましたように、基金の残見込みが1億円ないしは1億7,000万円というようなことで数値としては現れておりますけれども、今後の見通しとして、介護保険の介護サービスを利用する利用者、また高齢者などの人数が増加していくということ、これにつきましては変わりがない。ましてや、後期高齢者の数が増えていくわけでございます。それに伴ってサービスの利用率も上がるという中で、介護保険に係る事業費が増加の一途をたどることは、これは間違いないということでございます。

その一部、介護保険料ということで、65歳以上の方の保険料で賄っていくわけですが、今まで9期に至るまで、介護保険料を事業計画に基づいて算出した上で、急激な保険料の上昇を抑えるために基金を取り崩して、その抑制を図ってきたところでございます。ただ今回、9期の基金の残見込みがそういった状況になる中で、なかなか基金を投入しての保険料抑制という部分については難しいという認識は持っております。そういった中で、10期に向けて今の状況を詳細に分析した上で介護保険料というものを適切に算出をさせていただいて、今の状況としては、もう上がることは間違いないと。上がる幅も、今の保険料から比べてかなり上昇するというふうに思っておりますので、住民の皆さん、被保険者の皆さんには十分に周知をさせていただいて御理解いただくと。介護保険の策定委員会がございまして、その中で十分御議論を頂きたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、議案第22号に対する質疑を終結します。

続きまして、議案第23号 令和8年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、議案第23号に対する質疑を終わります。

続きまして、議案第24号 令和8年度平群町後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑に入ります。山口議員。

○8 番

資料1点だけ。

今年度と新年度の保険料の料率とモデル保険料について、資料として出させていただきますか。モデルについては、大体国のほうは年金生活者の年金収入221万円を大体出してるようですので、それで結構ですから、よろしくお願ひします。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

後期高齢者医療に関わります、今資料請求頂きました。保険料率と、あとモデル世帯、モデルの算出ということで、資料として御提出をさせていただきます。

○議 長

馬本議員。

○12番

この保険料、子育て支援の納付金が、この市町村保険料負担金5億5,269万9,000円の中のうち幾ら入ってるか、それを教えてください。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

子どもの分です。1,285万3,000円分が子どもの分で、ここに含まれております。

○議 長

ほか、ございませんか。馬本議員。

○ 1 2 番

国保の場合は抑制分ということで、たしか平群町が7年度は5,000万円、8年度は7,300万円か7,500万円か、sonだけ抑制になるというふうな御答弁頂いてんけども、広域連合の後期高齢者の抑制策はどのぐらいになってますか。

○ 議 長

健康保険課長。

○ 健康保険課長

後期高齢のほうなんですけれども、2年度で料金の改定をするというところで、2年度間におきまして、8年度は30億円程度抑制、基金投入で対応しております。

○ 議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、議案第24号に対する質疑を終結いたします。

続きまして、議案第25号 令和8年度平群町用地先行取得事業特別会計予算に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、議案第25号に対する質疑を終結いたします。

以上で、一般会計並びに各特別会計、各事業会計の新年度予算案10件に対する質疑は終了いたしました。

お諮りいたします。

本案10件については、6人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案10件については、6人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

予算審査特別委員の名簿を配付いたします。

名簿配付

○議 長

お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、過般の議会運営委員会で内定しております。御手元に配付した名簿のとおり、6名を選任したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、ただいま配付いたしました名簿のとおり決定いたしました。

なお、委員長に植田議員、副委員長に井戸議員にお願いしたいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。

予算審査特別委員会は、3月11日水曜日に一般会計の審査、3月12日木曜日に各特別会計、下水道事業会計の審査を行います。御多忙のところ恐縮ではございますが、予算審査特別委員会につきましてはよろしくお願いをいたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 3時47分)